

平成27年川俣町議会第13回定例会会議録

平成27年川俣町議会第13回定例会は、12月14日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記長	岡健一
--------	-----	-----	-----

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、5番議員 菅野意美子君、6番議員 新関善三君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内いたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。通告順に質問を許します。

1番議員 高橋清美君の登壇を求めます。

高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 皆さん、おはようございます。1番 高橋清美でございます。何分、初めてでございますので、大分緊張しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、古川町長には、入院療養中であることに対し、お見舞いを申し上げる次第であります。

このたび、町議会選挙におきまして、多くの町民の皆様方のご声援を賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。この選挙におきまして、多くの町民の皆様方からお寄せいただきました要望等の中から、質問をさせていただきます。川俣町の明るいまちづくりに全力投球するため一般質問を行いますので、明確な答弁をよろしくお願い申し上げます。

西部工業団地についてであります。

1点目、企業誘致の進捗状況とその見通しはです。

さきの議会におきまして、製造関連企業、印刷関連企業について問い合わせがあったと聞いているが、進捗状況と今後の見通しはどうなっているのか。

2点目、造成終了後、一般には公開するのか。

鶴沢地区民はもちろんのこと、町民の方からも、工場はやっているのか、どうなっているのか、面積等はどうかというふうな質問もございますので、大変町民の方が関心があるところでございます。ぜひ公開をし、企業誘致等を進める上で重要と思いますが、どうなっているのか。

3点目、3区画のうち1区画を運動場として活用できないか。

震災から4年9カ月が過ぎようとしておりますが、山木屋の方々、そして避難を余儀なくされている方々に対し、お見舞いを申し上げる次第であります。

農村広場が仮設住宅となり、野球、ソフトボール、サッカー、スポーツ少年団等の

方々が他町村において試合を行うなり、大変不便をかけているところでございます。
西部工業団地の誘致が決まるまでの間、利用できないか、質していきたいと思います。

以上で私の質問とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 皆様、おはようございます。本日から一般質問となりますが、町長、病気療養中でございますので、職務代理者といたしまして、私、副町長から答弁いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、1番 高橋清美議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、西部工業団地についての（１）企業誘致の進捗状況とその見通しはについてのご質問でございますが、川俣西部工業団地につきましては、福島再生加速化交付金を活用し、整備を進め、来年３月の完成を予定しております。現在まで、製造関連の企業６社、印刷関連の企業２社から、団地についての問い合わせがございましたが、これまでに進出を決定された企業はないところでございます。

企業誘致につきましては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や、ふくしま産業復興企業立地補助金による補助制度、さらにはふくしま産業復興投資促進特区による税制優遇措置、加えて、新規雇用に関しては、ふくしま産業復興雇用支援事業助成金による雇用支援制度があり、西部工業団地などへの立地を支援する制度が充実しております。

町といたしましては、震災からの早期の復旧、復興に向け、雇用の場を確保し、産業の振興を図るため、製造関連を初め新たに土地を求め進出を計画されている企業や、規模拡大を計画している企業の方々に、これらの制度を積極的にご活用いただき、当町へ立地していただくよう、誘致への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、川俣西部工業団地ガイドブックを刷新し、すぐれた交通アクセス、安価な賃貸価格、広大な事業用地及び充実した支援制度の４点をセールスポイントとして誘致を進めるとともに、ホームページや広報紙への掲載による広報宣伝に加え、県内外で開かれる企業誘致説明会へ積極的に参加するほか、町内企業や、これまで問い合わせをいただいた企業へのさらなる誘致活動を行うなど、国や県と一層の情報交換、連携強化を図りながら、これまで以上に誘致対策を強化し、取り組んでまいる考えであります。

次に、（２）造成終了後、一般に公開するのにかについてのご質問でございますが、町では、震災から早期に復旧、復興を進め、地元雇用の場を確保し、地域産業の振興を図る目的として、川俣西部工業団地を造成いたしました。企業誘致の推進に当たりましては、地元企業はもとより、町民の方々にも広くお知らせし、団地の概要をご理解いただくことも、さらなる広報の拡大に向け、大変重要な取り組みであると認識しております。９月には、西部工業団地において、町内の小学生約６０名を招いて現場見学会が開催されたところであり、より一層の広報に向け、造成工事が終了次第、早い時期に町内の皆様に公開できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、(3) 3区画のうち、1区画を運動場として活用できないかについてのご質問でございますが、西部工業団地造成工事は、用途を工場用地分譲として、都市計画法第35条に基づく開発行為の許可を受けており、この用途に従った土地利用が計画の基本方針でございます。加えて、工場用地分譲を目的として、福島再生加速化交付金を活用し、造成工事を実施したところであります。これらのことから、特別な合理的理由がない限り、恒久的な運動場としての活用は困難であり、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 再質問させていただきます。

製造関連6社と印刷関連2社からの問い合わせがあると聞いており、今、答弁がありました。いつあって、誰がその関連の会社に対して答弁をしたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

製造関連会社6社、印刷関連2社からの問い合わせ、いつというご質問でございますが、いずれも造成前に問い合わせがあったものでございまして、その時点では、地山の状態で見させていただきました。そのときの説明につきましては、企業のオーダーメイド方式になるということの説明でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） オーダーメイドはもう終わってますので、今回の造成が終わるといことで、その造成については、その業者には何か話はしたんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

造成の説明ということですが、その時点では造成ということが決まっていない時期でございましたので、そういった説明はしてございません。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） その業者に対しては、現在の造成の状況は見ていただけていないということでしょうか。やっぱり、オーダーメイドから造成が変わったということでもありますので、もう一度見ていただく必要があるかと思いますが、そういったことをやっていかないと、いつまでたっても企業誘致はできないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

今までの企業につきましては、それなりに町のほうから、こういったものということでの説明等はしてございます。ただ、大分前の話にもなりますので、答弁にもあ

りましたように、町のほうに進出した企業は現在のところ、ない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） かなり多くの補助金制度があるようですが、そういった業者には、補助金制度については説明をしておりますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

補助金制度につきましては、今後、町のほうで行う予定であります企業へのアンケート並びにダイレクトメール等を考えてございます。そういったものの中に、補助金制度についても記載し、十分に説明していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） その他の企業のほうに出向いて、町長がかなり東京のほうへ行っておりますが、そういったことでその他の企業等には問い合わせ等をしたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） お答えいたします。

その他の企業ということでございますが、ことしの8月に1社でございまして、団地造成の現地のほうに視察に来てございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） その企業については、感触はどう感じましたか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

その企業につきましては、まず目的が郡山に近い場所ということでの希望でございました。県の紹介によりまして、町のほうに視察に来ていただいた状況でございます。結果、県中の工業団地のほうに、そちらの視察に来ていただいた企業につきましては、県中のほうの工業団地のほうに進出したというような話を聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） その後は、一切企業に対しては、誘致はしていないということでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

現在、国、県等との誘致方法等について、情報交換等を行いながら、企業誘致のほうを進めてまいりたいと思います。実質的には、事業というか、企業誘致の本格的な活動に入るのは、次年度からになるかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 国や県と一層の情報交換を行うということですが、今まで県と国、情報交換はやっておりますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

国、県との情報交換ということでございますが、現在も企業の誘致方法などにつきまして、情報交換は行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） その情報交換は、いつ行っておりますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

いつという質問でございますが、町のほうに、国、県の方々、出向してございます。そういった方々も含めまして行っているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 先ほどの答弁の中に、川俣西部工業団地ガイドブックを一新したと答弁をしておりますが、そのガイドブックについてはいつできて、どれだけ配布しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

西部工業団地ガイドマップにつきましては、現在、最終校正中でございます。でき上がり次第、議員の皆様にもお配りしたいと考えてございますが、今後の企業のアンケート調査やダイレクトメールなどにも、そちらのガイドブックを配布しまして、町の概要等を知らしめていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 広報紙の掲載については、9 月定例議会に答弁した以降は、企業誘致等は一切出ていないようですが、そういった広報には出す気はないんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

町の広報紙の掲載ということでございますが、一度、広報紙のほうには掲載してございます。また、完成後にもそういったものについては掲載していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 9 月に答弁して以降は、私は見ていませんので、これから出すのか、それとも何月号に出ていますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

広報紙のほうにつきましては、来年の１月号に掲載する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） １番 高橋清美君。

○１番（高橋清美君） 工業団地の企業誘致は本当に大切で、復興、復旧に向けた重要な課題、そして雇用問題につきましても重要な課題だと思っております。

そこで、産業課にそういった企業誘致をする係を設けてはどうかと思いますが、そういった考えはないか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

平成２６年度以降、団地の造成または誘致を含めまして、商工関係の部署でございますが、職員の増員や、または復興推進専門員の配置など、体制強化に努めているところでございます。現時点では、まずは現体制で企業誘致、そういった活動に取り組みまして、今後必要性を見きわめながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） １番 高橋清美君。

○１番（高橋清美君） 現在の人員で企業誘致ができると考えていますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど触れましたが、平成２６年度以降、団地造成等に関しまして職員の増員を図ったところでございます。今年度中で団地の造成については一定の終了を見るところでございますので、今後はその要員に、増員した分につきまして、企業誘致に取り組むよう考えておりますので、まずは現時点の体制で取り組ませていただいて、今後、必要性を見きわめながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） １番 高橋清美君。

○１番（高橋清美君） 現在のその係、４名いると思いますが、現時点ではあり得ないと思います。やっぱり係を設けるなりして、専門的に企業誘致をやっていかないと、いつまでたってもそのままになってしまうというふうに思ひますが、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

議員からのご指摘を踏まえまして、今後、慎重に必要性を見きわめながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） １番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 造成関係終了後、一般公開するということの答弁がありました、何回くらいやる予定でしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

公開は何回くらいというお質してございますが、完成後、数日間設けまして実施していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） そうしますと、その公開の内容はどういったことを皆さんに公開していくのか、皆さんに現地に出向いていただいて、面積等そういう説明をするのか、内容的に、今ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

内容等につきましては、まだ確定はしてございませんが、考えられることにつきましては、現地のほうに来ていただいて、区画、あとは面積等の説明等になるかと思えます。あとは、上までなかなか上れない、景色等もその時点では見ていただければというふうに考えてございます。

あと、今年小学生を対象に、現地のほうに来ていただいて見ていただきました。そのときには、主に大型の重機車両ですね。ここら辺にはめったにない大きなブルですとかトラックですとか、そういったものを小学生には見ていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 今回の答弁の中に、特別な合理的理由がない限りということをおっしゃっていますが、この特別な合理的理由とはどういうことなのでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にご答弁いたします。

こちらの工業団地を運動場として活用できないかという質問の回答でございますが、特別な合理的理由がない限りと申しますのは、企業誘致活動を行って、本当にどこも進出する企業がない、そのまま永久的というか、半永久的にそのままの状態で敷地を町で管理するような事態に陥った場合、そういったときには恒久的な運動場としても考えられていくのかなというふうなことでの回答でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 合理的な理由というのは、工業団地が誘致できない場合はそういった考えがあるということですかね。あと、恒久的な運動場とは私は言っていないので、企業の誘致が決まるまで、その間、運動場、また野球場とかソフトボール場、サッカー場として使えないかということを質問しているわけで、恒久的でなくてもいい

ということなんで、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

まず、合理的な理由ということにつきましては、先ほど申し上げたとおりかなというふうに、現在のところは考えてございます。

また、恒久的ではなくというお話ですけれども、完成後の西部工業団地の一部を恒久的でなく暫定的というか、臨時的になるとは思いますが、そういった形で運動場などに使用することにつきましては、土地の有効活用ということにもつながりますので、そちらにつきましては関係課などと協議しながら、そちらについては前向きに検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） そういったことを、国とか県には話はしておりますか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

直接には話はしてございません。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 工業団地は町の所有でありますよね。そうした場合に、前に日ビス福島さんが48年ごろこちらに来るということで、造成をしたところを運動場というか、ソフトボール場とか野球場に使ったことがありますので、今回は町所有ということでありますので、町独自で決めることが可能じゃないかと、そういったことを国、県に働きかければ、そういった運動場にすれば草も生えないし、後で草刈りやるようなことにならないように、そういった運動場を早目に設けていただきたいと思いますのですが、もう一度お願いします。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

先ほども申し上げましたとおり、臨時的に使用することは可能かなというふうに考えておりますので、そういったことで進めていきたい、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） そうしますと、造成終了後、早い時期、例えば4月からとか、そういった形で使用することは可能でしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

使用の時期等につきましては、これからの検討ということになりますので、こちらについては若干お時間をいただきたいと思いますと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 現在もソフトボール、スポーツ少年団は月舘のほうで試合をしています。野球についても、場所がなくて川高を借りたり、社会人のソフトボールについては、飯坂小学校のグラウンドを借りてやっているような状態でありますので、早急に、4 月からでもできるように取り扱いをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご答弁いたします。

ただいまの件につきましては、関係する各課もございますので、協議しながら前向きに進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） それでは、ぜひ前向きに検討していただいて、スポーツ人口が減らないようにやっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（斎藤博美君） 9 番議員 石河清君の登壇を求めます。

9 番 石河清君。

○9 番（石河 清君） 皆さん、おはようございます。9 番議員の石河でございます。

私は、地域住民の皆様方や町民の方々から、私ども日本共産党や党後援会のほうにお寄せいただきました諸要求の願いの中から、さきに通告しておいたとおり、大きくは2 点、細部5 点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

まず最初の大きな第1 点目は、子育て支援の拡充対策についてであります。

近年、全国的にも子どもの出生数は大幅減となっております。本町でも今日まで、平成2 1 年4 月から中学生までの医療費の無料化を実施し、さらには、平成2 4 年1 0 月からは、1 8 歳まで引き上げて取り組んできたところであります。

昨今、特に本町におかれましても、原発事故以後、出生数も落ち込んでいるというふうに考えております。町の将来を考えた場合、少子化の問題は極めて重要な課題であるというふうに考えております。将来に向けて、安心して子育てができるまちづくりの立場から、現在実施している第3 子以降の出生時祝い金、現在5 万円でございますけれども、この5 万円から3 0 万円に増額し、学校給食費についても、当面2 分の1 の町単独の補助制度、助成制度などを町独自ででも実施すべきであるというふうに考えるわけですが、今後の当局の対策、対応についてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

大きな質問の2 番目、山木屋地区復興に向けた取り組みについてであります。

改めて申し上げるまでもなく、復興にとって重要なことは、住民の復興であります。全ての被災者の生活となりわいが再建するまで、国が必要な支援を行うことを大原則

に据え、全ての原発事故に国と東電の責任で必要な支援を行わせるよう、今後も引き続き国、東電に強く求めていかなければならないというふうに考えるわけであります。

細部の質問、1点目。地域の復興は、環境回復と暮らしの回復があるというふうに思いますけれども、当面、特に環境の回復の面では、宅地及び宅地周辺の除染については既に完了したというふうにお聞きをしているが、農地の除染についても、本年12月までには終了する予定であるというふうにお聞きをしておりましたけれども、現段階ではどのような進捗状況となっているのか、お伺いしておきたいと思います。

また、住宅周りの除染を実施したところでも、当然0.23マイクロシーベルト以下となるよう、国のほうに対して、再除染の実施など求めているのかなどについても、お伺いしておきたいと思います。

続いて細部の2点目。山木屋地域は主な基幹産業はやはり農林業で生活をしてきた地域であります。特に、地域の面積の約8割は山林でございます。林産物などからの収入はもとより、いわゆる山の恵みをいただいて今日まで生活を営んできた長い歴史があるわけであります。当然、地域のほうに戻った方々は、将来も長くこの地域に生活するわけでございます。したがって、当然のことながら、山林、河川、ため池などの除染についても、一日も早く取り組まれるよう、国に対しても強く求めるべきであるというふうに考えるわけでありますが、今後の町当局の対策、対応についてお伺いしておきたいと思います。

続いて、細部の質問3点目であります。今後、住民の帰還に向けては、当然、電気、通信、生活用水の確保、診療所の整備、住民の毎日の送迎など、運行の確保などはもちろんのことですけれども、住民帰還に向けた再生加速事業12項目全ての事業の現段階での取り組み状況、進捗状況などについてもお伺いしておきたいと思います。

細部の質問4点目であります。

準備宿泊の状況についてでございます。今後、住民の皆さんが帰還するに当たって、大変重要な取り組みになるというふうに考えております。今回、住民の皆さんが3カ月にわたって実際に体験生活をしてみての現場からの貴重なご意見、課題も出されたというふうに思っておりますけれども、どのような課題や意見の内容だったのか、お伺いしておきたいというふうに思う次第であります。

以上、大きくは2点ほどでございますけれども、細部5点ほどにわたりまして、今後の町当局の対策、対応について質してまいりたいと思う次第であります。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 9番 石河清議員のご質問にお答えいたします。

2点目から答弁をさせていただきます。

山木屋地区復興に向けた取り組みについての（1）農地除染の進捗状況は、また住宅周りは0.23マイクロシーベルト以下になるように、国に再除染の実施を求めているのかについてのご質問でございますが、農地除染の進捗につきましては、環境省

に確認したところ、表土の削り取りまで実施したものが、水田で約97%、畑で約95%とのことであります。ただし、この進捗率は、現況として田畑となっている面積約610ヘクタールから、今秋の豪雨災害や未実施の牧草地を除いた面積約460ヘクタールをもとに算出したものであります。汚染土壌を取り除いた状況の進捗率としては正しいものと考えられますが、町では、除染作業は削り取りだけでなく、原状回復としての客土、地力回復のための施肥と耕起までを行われたものを完了としております。これらの作業を終え、地権者に引き渡されるものであり、現況農地の約610ヘクタールのうち、地権者に引き渡しが可能と言える面積は約170ヘクタール、率にして約28%であるとの報告を受けております。

町といたしましては、適切な除染作業の完了と引き渡しが行われるよう、環境省が実施する説明会や立ち会い等に参加するなど、しっかりと確認をしております。

次に、住宅周りにかかる放射線量率のご質問でございますが、山木屋地区では、昨年8月に住宅周りの除染が終了し、区域全体の平均放射線量は毎時0.53マイクロシーベルト、居住制限区域では平均毎時0.99マイクロシーベルト、避難指示解除準備区域では平均で0.47マイクロシーベルトと、除染前と比較して線量は半減したところであります。また、農地除染も今月完了を目途に進めていると伺っており、農地除染の効果に基づく放射線量の状況等はまだ示されてはおりませんが、今後しっかりとモニタリングを実施し、局所的に放射線量の高い地点を除染するなど、長期的な達成目標である年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下となるよう、国に対し継続的な対応を求めるとともに、町除染等検証委員会においても除染効果の評価をいただく考えであります。

次に、(2) 山林、河川、ため池等の除染を一日も早く取り組むよう国に強く求めるべきと考えるが、今後の町当局の対応はについてのご質問でございますが、環境省では、生活圏に隣接する森林の林縁部から20メートル以遠の山林、河川、ため池については除染を行わない方針であり、さらに山林の除染方法については、林野庁による調査が進められておりますが、いまだ具体的な方針も示されていない状況であります。山木屋地区住民の皆様にとって、いわゆる里山は生活圏の一部であるため、町では国に対し、里山を含めた山林の除染の実施及び豊かな里山を再生するための事業を行うことを求めています。

また、ため池につきましては、農林水産省が営農再開や農業復興の視点から、放射性物質対策として取り組み、市町村が福島再生加速化交付金を活用して実施できることとなったため、本町でもため池の調査を行ったほか、今年度は1カ所の除染を予定しており、今後も順次除染を進めてまいります。

河川につきましては、管理者である福島県が対応する方針と説明がありましたが、いまだ具体的な方法等は示されておきませんので、引き続き具体策を示すよう求めてまいります。

次に、(3) 住民帰還に向けた再生加速事業12項目の現段階での取り組み、進捗状況はについてのご質問でございますが、これは区域見直しに当たり、町から国へ求

めた12項目についてのお質しであります。1点目の避難指示解除見込み時期の設定に当たっては、除染や復旧、復興事業の進捗を踏まえて設定することにつきましては、山木屋地区の農地除染は今も進められておりますが、宅地周りの除染については、昨年8月に終了したところであります。解除に当たりましては、これらの除染や山木屋地区の復旧、復興に向けた各種事業の進捗状況、そして住民や議会の皆様との協議を踏まえ、国に対し意見を申し上げてまいりたいと考えております。

2点目の除染に当たっては放射線追加被ばく量が法定等による年間1ミリシーベルトになるまで繰り返し除染を実施すること、及び3点目の山林、河川、ため池等の除染については、方針及び工程について早期に示すことにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

4点目の除染の仮置き場は約束どおり3年以内に搬出作業を開始することにつきましては、環境省では先月末に地権者や住民の皆様に対し、仮置き場の延長を要請する説明会を行い、中間貯蔵施設の動向を説明するとともに、仮に中間貯蔵施設が整備されても、全ての土壌を一度に搬出することは困難であるとして、今後、数年にわたり仮置き場での保管の継続をお願いしたところであります。

町といたしましては、引き続き中間貯蔵施設の早期整備に全力を尽くし、速やかに土壌汚染等廃棄物の仮置き場をなくすよう求めてまいります。

5点目の牧草地の除染に当たっては、表土剥ぎを行った場合は覆土、播種まで実施することにつきましては、早期の営農再開に向け、原形復旧的な措置として播種まで行うこととしておりますが、傾斜が大きい箇所では降雨のたびに土壌が流出する可能性があることから、地権者と十分調整を図りながら実施するよう国へ求めてまいります。

6点目の宅地除染に当たっては、いぐねを住宅より10メートルまで伐採し補償することにつきましては、環境省では、山木屋地区において樹木による放射線の影響は見られないと結論づけております。このため、町では、帰還再生加速事業として、早期に帰還を希望されている方を優先に、住宅に危険を及ぼす樹木を対象に伐採を行っており、伐採した樹木は所有者の敷地内に現場置きさせていただいております。伐採の状況は、平成26年度に51件、今年度は82件の申請のうち、40件を伐採したところであります。

7点目の復興公営住宅を早急に建設することとし、入居可能時期を明確にすること、また子育て世帯の入居に最大限配慮することにつきましては、町営として新中町に建設する復興公営住宅においては、今月1日に安全祈願祭がとり行われ、来年6月末の完成及び8月入居に向けて建設事業が進められております。また、10月には山木屋地区の居住制限区域の方と子育て世帯の方を対象に募集を行い、24世帯の方からお申し込みをいただいております。

さらに、壁沢地内に整備する県営の復興公営住宅の募集につきましても、対象を町営と同じく居住制限区域の方と子育て世帯の方として、11月から来年1月まで行われております。

また、町では、町営の復興公営住宅の入居対象を拡大し、改めて来年１月中に再募集を行う予定でございます。

８点目の仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の支援については、避難指示が継続される限り認めること。また避難指示解除後においても、諸事情があって「すぐに戻れない人」、「戻らない人」の心に寄り添い、支援を継続することにつきましては、仮設住宅と借り上げ住宅の継続使用においては、福島県から平成２９年３月まで可能であると示されております。しかしながら、仮設住宅は応急処置的な建物であるため、傷みも激しく、点検や修繕を重ねながらご使用いただいている状況でありますことから、新たな居住、例えば復興公営住宅の移転や民間貸し付け住宅への移転、東京電力による住居確保損害の賠償による住まいの確保など、安定した住まい確保に向けた情報提供等の支援を続けてまいります。

なお、家賃につきましては、既に東京電力において、平成３０年３月まで賠償の実施が示されているところでございます。

９点目の飲料水及び生活用水の確保については、ボーリングを実施するなど責任を持つことにつきましては、早期帰還意向者を対象として、福島再生加速化交付金を活用し、町が事業主体となって井戸掘削に取り組んでおります。平成２６年度で２５カ所を掘削し、さらに平成２７年度では１６５カ所について発注し、事業を進めております。

１０点目の精神的損害賠償については、避難指示解除後においても賠償を継続することにつきましては、ことし６月に、政府は閣議において、避難指示解除準備区域と居住制限区域について、遅くとも事故から６年後、平成２９年３月までに避難指示を解除できるよう環境整備を加速すると決定しました。その後、東京電力が避難指示解除後に１年間行うとした精神的損害賠償について、避難指示解除準備区域と居住制限区域においては、解除時期にかかわらず平成３０年３月まで行うと表明したことから、山木屋地区の皆様におかれましては、事故後７年間は精神的損害賠償を受けることができると思いますが、それ以上に解除後の生活再建や自立に向けた支援を行うことが重要であると考えております。

１１点目の事業再開及び営農再開に向けての支援策を拡充することにつきましては、現在、福島相双復興官民合同チームが事業者への戸別訪問を実施し、各事業者から意見を伺っている状況であり、今後、国では調査結果を踏まえ、新たな支援施策を検討することとなっております。また、営農再開については、引き続き国、県の連携による支援策も徐々に拡充されており、それら補助メニューを活用しながら、町としても営農再開が確実となるよう支援をしてまいります。

最後の１２点目の復興事業を担当する政府職員を復興事業が完了するまで責任を持って配置することにつきましては、今月１日現在で役場内に８名の職員が配置されております。内訳としては、福島復興局から４名、経済産業省から３名、環境省から１名であり、加えて山木屋出張所にも環境省から除染及び廃棄物の担当者がそれぞれ１名配置され、合計１０名の配置となっております。町といたしましては、着実な復興

の推進のため、引き続き国に対し職員の配置を求めてまいります。

次に、（４）準備宿泊の状況について、実際に生活している現場からの意見や課題はどのような内容だったのかについてのご質問でございますが、訪問させていただいた方で実際に宿泊している方からは、特にないとのこと意見が多く、また、昨年度に井戸掘削を終えた方からは、感謝の声もいただいたところであります。また、周囲に宿泊をする方がいない状況から、夜は非常に寂しいとの声もいただいております。

一方、登録しても宿泊していない理由としては、自宅のリフォームがこれからであり、終われば宿泊を始めたいとのこと意見や、井戸ができれば水が確保できるので、連続して宿泊したいという声もありました。

実際に宿泊している方からの課題といたしましては、周辺に宿泊されている住民が少ないことへの懸念が挙げられることから、警察など関係機関の協力をいただきながら、夜間のパトロール等による対応について、検討を進めてまいります。また、宿泊したくてもできない方については、井戸掘削や家屋解体などの支援に取り組んでまいり考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ９番 石河清議員のご質問にご答弁を申し上げます。

子育て支援の拡充対策についての第３子以降出生祝い金を５万円から３０万円に増額し、学校給食についても当面、２分の１の補助制度を町単独で実施すべきと考えるが、今後の当局の考えはについてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、本町における出生数の減少につきましては極めて憂慮すべき現状にあり、原子力災害発生以降における子どもの減少傾向が現在も続いているものと認識をいたしております。また、出生率の低下につきましては、本町のみならず我が国全体の傾向でありまして、今後、安定的な発展を継続していく上での切実な問題と理解をいたしておるところであります。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、これまで第３子以降の出産祝い金１万円であったものを、平成２６年度から５万円に増額し、出産及び子育てに関する保護者負担の軽減を図ってきたところでございます。本事業は、増額後本年度で２年目ですが、受給者からは感謝の言葉等をいただいているところでございます。

今後は、子ども子育て支援事業計画に基づき、子育てしやすいまちづくりを目指す観点から、交付額につきましても、子育て世代の経済的負担軽減策や出生数の増加へ向けた効果的な施策なども含め、鋭意検討してまいりたいと考えております。

また、給食費の２分の１の補助金を交付してはとのお質しについてでありますけれども、現在給食費は、１食当たり小学生２６０円、中学生３１０円の保護者負担となっておりますことは、議員ご承知のとおりであります。本町におきましては、各小中学校の授業日が年間約２００日となっており、また本年度の児童・生徒総数が小中合わせまして９５８人となっておりますので、単純に計算いたしまして１年間の給食費

は約6,500万円となりまして、仮に児童・生徒の給食費の2分の1を町負担といたしますと、年間3,250万円の財源が必要となってまいります。教育委員会といたしましては、子育て世帯に対する支援策といたしましては、その効果は期待できるものと考えておりますが、その他の子育て支援策とあわせてその効果を分析し、今後、財政当局とも十分に協議の上、実施可能かどうかも含め検討してまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩します。再開は11時20分です。

（午前11時03分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 9番の石河でございます。何点かについて再質したいと思っておりますので。

子育て支援については、教育長から答弁があったわけでございますけれども、ごもっともな答弁といえますか、そのような答弁でございますけれども、将来に向けて、やはり具体的に本当に今取り組んでいかなければならないというふうに私は考えておりますので、そのような立場から、当然これは検討しなきゃならないというのはわかっておりますが、今までのお話を、今までの議会の中やなんかでも、経過を見ますと、近い将来については、子育て支援の事業計画案を発表するようなお話も聞いておまして、将来的に近い将来というか、子育て支援課もやはりスタートして、本格的にこの事業を進めるというふうにも伺っておるんですけれども、その辺について、まずお伺いしておきます。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 議員、今度のご質問にもございましたように、川俣町における子育て支援につきましては、大変重要な、今後子どもの出生率を上げる上でも、保護者が本当にいろいろと町で援助していただいているという、そういう実感のあることを考える、そういうさまざまな支援が必要だというふうに考えておまして、そのため、来年度新たな課を設けることといたしておるところであります。これらの中で現在検討されておりますのは、いわゆる川俣町子ども子育て支援事業計画を明確に示すこと、町民に示すことが喫緊の課題であるというふうに思っております。教育委員会といたしましては、定例教育委員会等でも随時検討しておりますが、平成31年度をめどに、これらの施策を完了したいと、明確な子育て支援の具体的な支援策を明確にしたいというふうに考えております。

その理由は、いわゆる少子化に伴う幼稚園と保育園の統廃合を含めた今後のあり方、それからもう一つは、小・中学校の再配置等について、その成り行きを見ながら経済

的な支援を打っていかなくやならないというふうに思っております。

今、検討している一つの例としてですが、これまでも議員各位の子育て支援に対するご意見あるいは要請といたしますか、そういうことを受けまして、川俣町といたしましても、多くの支援策を実施していることは議員ご承知のとおりでございます。例えば、現在やっております事業等について振り返ってみますと、今年度から始まった5歳、幼稚園児の実質幼稚園費の無料化、あるいは体験活動の無料化、あるいは夏休みの友の無償配布、また小・中学生、子どもたちの医療費の無償化、たくさんあるわけです。今後、そのほかにいろんな支援策がありますので、保護者が真に必要なであるという、そういう施策を明確にしていける考えでありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

検討している中身の、今、若干申し上げますと、一つは妊娠から出産までの支援と母子の健康づくりということで、特定不妊治療費助成事業等をどう進めるか、あるいはまた、保育園の保護者負担の軽減、例えばゼロ歳から2歳、あるいは3歳から5歳までの一部無償化あるいは全額無償化、これらについての検討、これも財政との兼ね合いによりますので、私どもの教育委員会としての考え方が全て町当局にご理解いただけるかどうか、まだ不明な点がございますので、それらも詰めて、保護者が最も期待する支援策を今後提示してまいりたい、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ただいま答弁がありましたように、平成31年度あたりをめぐり、とにかく取り組んでいくというようなお話でございます。今までも、町長も一般質問やなんかの答弁の中に、とにかく子育て支援課をつくる方向での答弁がずっとあったわけでありまして。職務代理に伺うんですが、もちろんこれお金のかかるということもございますので、教育委員会のほうだけでいろいろ計画しても、やはり財政的なものが伴わないと実施できないというふうになっておりますが。例えば、先ほど私申し上げました、3歳児の30万円とかは、大玉村あたりでは現在実施されておるんですよ。あそこはやはり、子育て支援にかなり力を入れておりまして、大変参考にもなるかなというふうに、私はいつも思っておるんですが、副町長、今後、ただいま教育長から答弁はあったんですが、私は早い時期にやはりこの子育て支援課を立ち上げて、将来に向けてとにかく財政的にもバックアップしながら進めなくちゃならないという事業だというふうに思っておりますが、その点についての今後の取り組みについて、伺っておきます。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

町といたしましても子育て支援、こちらは最重要課題と考えております。そのために、来年4月から子育て支援課、新しい課の新設を予定しておりますとともに、この課によりまして、先ほど教育長から答弁がございましたが、子ども子育て支援事業計画をきちんとし遂げていくということは、大変重要な課題であり、取り組むべきも

のと考えております。このために必要な財源につきましては、こちらにつきましては教育長ともよくよく相談しなければなりません、相談をしながら、関係各課とも調整を行いまして、まずは子育て支援事業計画が計画どおり達成できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ただいま副町長から答弁があったように、教育委員会と連携をしながら、とにかく一日も早い子育て支援課なども立ち上げて取り組まれるように、強く要請をしておきたいというふうに思っております。

あと、大きな2番目についてでございますけれども、私は6月の一般質問でも取り上げておったんですけれども、特に山木屋の復興に向けては、帰還に向けては、やはりこれ環境上、できれば本当にもとの環境といいますれば、放射能はなかったわけにありますから、少なくとも、最低でも0.23マイクロシーベルトにしなきゃならないというふうに私は考えておりますが、住宅周り終わって平均が0.53マイクロシーベルトとかになっているというお話なのでありますが、6月の議会でも私申し上げたんですが、国のほうにとにかく再除染なり、生活除染を早急に取り組んでいただけるように求めなさいというふうに私は申し上げたんですが、その件については、国のほうにどのような機会に、何回ほどそのような除染について求めたのか、伺っております。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

0.23マイクロシーベルトになるように、国のほうにどのように求めているかということでございます。

これは、さまざまな要望を国のほうに上げております。そんな中でも、特に抜き出してお話をしている場面もございますし、また要望に行った際に、いろいろ会話をいたします。その中でもやはり、年間1ミリシーベルト、ここを目指していただきたい、そしてまた担当部局と環境省福島環境再生事務所、常々打ち合わせをすることがございます。そういった中でも、お話を申し上げます。ちょっと、何回という言い方はお答えできませんが、機会を捉えてお話はいつも申し上げているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 答弁ですと、機会を捉えて国のほうには求めているということでございますので、それはそれとしてしょうがないかなというふうには思うんですが、とにかくこのことは、この基本を忘れないで、本当に機会あるたびにこれは申し上げて、求めていただきたいんですよ。

私はちょっと気になったので尋ねておくんですけれども、ちょっと山木屋の皆さんが、例えば懇談会の席なんかでも町では聞いているからご承知かなというふうに思う

んですが、家の周りは終わったんだけど、家の中だね、室内のほうで線量が高くなっているんだという方々もいらっしゃるようなんですよね。この辺は現実にはこれ、町のほうではどのように把握されて、これどのように、線量なんかはかってみて把握しているんですか。その点について伺います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

私も何度かそういったご発言は聞いてございます。そしてその会議の終了後に、必ず環境省の職員に確認をすること、状況を報告することということでお話を申し上げております。まだその報告までは上がってきていない状態です。

私ども、山木屋地区以外のほうも除染のほうを行っております。非常に考えにくい状況だと思います。考え得ることは、例えば雨どい、屋根に何か損傷があって、それが家屋のほうに何かのかげんで入り込んだものなのかなという想像はいたします。いずれにしても調べればわかることだと思います。調べて、それが家屋所有者の方に丁寧な説明になれば、またそれも意味としてご理解いただけたと思いますし、また手を打つ手も出てくると思いますので、申しわけございません、報告のほうを急いで受けるようにいたします。

以上、ご答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 今のお話ですと、町のほうでは現場とかで確認しているわけではないと。ただ、私もそんなに多くの世帯の方ではないというふうに思っておりますので、これは、私はこれは大変大問題ではないかと思うんですよ。住宅周りやったら、家に帰ったら家の中に住むんですから、そこのほうが高いなんていうことでは、これは話にならんですよ。なので、早急にこれは現場を、そのようなお宅を確認して、町のほうでもきっちりと線量をはかって、これは対策をしてもらいたいと。先ほど言ったように、とにかく国のほうに、その辺の状況も報告しながら、やはり再除染なり、これはやっていただかないと、到底これは住民の皆さんは、そうでなくても不安に思っているわけでありますので、その辺の取り組みについて。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

早速、その家の中の線量が外より高くなっている状況を、私どものほうとして確認をいたします。必ず環境省に、私どもが確認したとすり合わせをしながら、対策を求めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 除染の、特にこの2番目のほうに山林、河川、ため池ということで私も具体的には上げたんですが、やはりこれ、もちろん山木屋の皆さんだけでない、私ら下のほうに住んでいてもそうなんです、やはりこれは山林、皆7割、8割は山林なので、特に山木屋は8割は山林なわけですから、特にやっぱり裏山、最低里山と

いうんですか、家の周りの山ぐらいは、これは除染していただかないと、これはずっと、戻ってからも、将来にわたって住まなきゃならないんだから。これは最低限私はやらなくちゃならないというふうに思いますですが、これは町のほうはどのように考えているんですか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

山林の除染についてでございますが、今、山木屋地区のということで答弁のほうをしておりますが、川俣町は、山木屋地区を除いても当然里山があります。生活圏の考え方でございますが、宅地周りという考え方で国は整理しているところでございます。ところが、この地区は、そうではない、宅地周りとは山との境がはっきりしているものではない、山というものは遠くに見える景色のものが山であり、家の周りに隣接する山は生活圏の一部であるということは、何度も主張しております。引き続き、そのあたりのことを、生活圏の線量を下げていくこと、これも機会あるたびに求めてまいります。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 特に住宅周りだけでは、私は話にならんというふうに思っております。やはり、せめて最低でも当面は里山やって、山林もやっていただくという方向になってもらわないと、なかなか住民の皆さんも本当に納得はできないのではないかなというふうには、私は基本的に考えておりますので、その辺は強く今後も国のほうに求めていっていただきたいと。あと、ため池の除染も、これ、下のほうもなんですけれども、いつもいろいろお金をかけて、莫大なお金をかけて、いろんな方法で、私は単純に水を抜いて下の泥掃きをすれば、ため池なんかはそれが一番安上がりで確実な除染の方法かなというふうに思うんですが、これ山木屋のため池ばかりじゃないけれども、早急に水を抜いて、ため池の底の土砂を取り除くと。そのような方向で私はやったらいいのではないかなというふうに思います。これはどのような方向で今進めようと、どのような段取りになっているんですか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ため池の除染についてご答弁申し上げます。

一度は、実証事業ということで、ため池の底の泥をそのまま上げるのではなくて、ほかの方法はないかと、これは県のほうからも依頼を受けたものでございますが、少し変わった工法でやったのも、これは事実でございます。

なお、ため池のこれから始めます本格的な除染につきましては、やはりため池管理者の皆様、そして利水されている皆様のお話を聞くと、底にたまった泥を上げてほしいというのが一番の声でございます。それを基本としながら、池によってはその水を落とし切れないところもあるかもしれませんので、そこはどうしたら底のものをとれるかということも、いろんな研究が今進められております。基本としましては、底の泥を上げていくということで進めていくつもりでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） あと一番帰還に当たって、今、とにかく井戸掘り、ボーリングなどやってもらっておるんですけれども、大変これも後手後手になっておりまして、本当に今年度中に、3月までにかなりの本数、190何本になるかな、これ、お願いしたのはね。これはなかなか厳しいのではねえかなというふうに私は思うんですが、これのボーリングについても、掘ってみなきゃわからないですよ。なので、もちろん今現在、作業中だとは思いますが、今まで掘った中でですよ、掘ってもやっぱり出にちまったということもあるんですよ、中には。もちろん下のほうでもやっておるんですが。やはりそういう点では、確実にこれは水がなくては戻れないので、ちゃんとしっかりと、本当に飲料水になるような水が確保できるまで、掘って、ボーリングについてもね。やっぱり確保してもらわなきゃならんというふうに私は思うんですが、その辺、現状でどの程度の現場での例えばそういう状況の出なかったところなどがあったのかどうなのか、その辺にもついて、ちょっと伺います。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

これまでに水量が出ないという不調物件が2件ほどございました。これは、井戸というものはなぜ掘るか。安全安心な飲料水の確保ということでございます。穴を掘ることが目的ではございませんので、井戸を井戸として完成するため。そして、この事業はやはり山木屋地区の皆さんのためのものであるんですが、町の事業として、町として井戸を掘り上げて、それを貸与していくという事業でございます。所期の目的が達成されるよう、業者の皆さんにもお願いを強くしていきながら、必ず対応をしっかりとしていけるように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ということで、あれですか、そうすると、例えば1カ所掘ったんだけど出なかったということも当然ありますよね。今、2カ所ですか。これも、別なところにまた掘って、とにかく出るまで、水を確保できるまで責任を持って水を確保するというので、いいですね、そういうことで。そういうことでないと、私は困るのではないかなというふうに思うので、その辺、確認の意味で。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

そのようになるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ちょっとボーリングの話も出たので、あと、今、とにかく問屋前のこの復興拠点の来年計画してやっているんですが、これ、ボーリングしたらば、せんだってのちょっと議論も聞いておりますと、何か飲用水にはちょっと厳しいような水の、掘ったらば、そのような水だったというお話なので、私もこれでは大変だなと。

その辺も、今度は復興拠点にあそこにつくってこれ使われない水ではどうしようもないわけだから、その辺の水の確保も、これきちんと、今後の対策といってもあれでしょうけれども、その辺の水の確保をどのように考えていらっしゃるのか、まずお聞かせいただきたい。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

井戸を掘って、水量だけではなくて、その水質に問題がある場合は、その対応策というものもございます。ただ、その対応策がランニングコストとして耐え得るものかというものも正直ございますので、近隣の水質が問題なく、そして水量が潤沢に出ているところ、こちらのほうから水をいただくようなことも、今、検討しているところでございます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） とにかく水は確保しなきゃならないということに、これは変わりはないので、これは今から、しっかりとやはり水の確保について、段取りを打ってこの対策をして対応していただきたいというふうに強く要請をしておきたいというふうに思っております。

あと、帰還するに当たって、ちょっと私も心配しておりましたけれども、もちろんこれ、診療所も、あと医者とかの確保なんか当然なんですけれども、介護についても、もちろん帰っていく方は今回お年寄りの皆さんが中心にならざるを得ないというふうに私は考えるので、やはりデイサービスぐらいはやはりこの地域で、地元というのかな、山木屋地域で受けられるようなデイサービスぐらいは、まあそのようなことも、これ、将来的には当然考えていかなきゃならないのではないかなと。今回の復興拠点のその中には入ってないですね。なので、町営住宅だのは、ちょっと入っておるんですけれども、介護の面での、ちょっと私も心配するものですから、デイサービスぐらいは、当然地域で受けられるような施設やなんかも考えていらっしゃるのかどうか、まず、その点について伺います。

○議会事務局長（大内 彰君） 石河議員、残り5分です。残り5分です。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

介護施設、デイサービスができるような施設を山木屋にもということお質しですが、こちらにつきましては、現在は復興拠点商業施設まずは商業施設ということで、設計調査等の事業をさせていただいておりますが、将来的には、介護デイサービスができるような施設についても、構想という形ではありますので、今後その構想を煮詰める形で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） ぜひ、デイサービス程度で私はいいと思うんです。いずれにしろ、ショートステイなり、いわゆる特別養護老人ホームなりは、下のほうの施設で十分こ

れは私は利用できるんで、やはりデイサービスはこれ、通わなきゃならないから。町のほうに一々下がってくるんでは、これ、冬場なんかは大変なことになりますので、ぜひ地域でやはりこのデイサービスぐらいは受けられるような介護のほうの施設も具体化していただきたいと、これは強く要請しておきたいというふうに思います。

あとあわせて、今仮設住宅に入っていらっしゃる皆さんもかなり仮設住宅そのものも4年以上使っておりますし、大分老朽化がしていると。当然、当初は2年ということでの、これ、つくった設計なので、この辺よそのテレビなんかで見ると、いろいろ修繕やなんかもやっているとところなんかも私見ておるんですけども、その辺のうちのほうの仮設住宅について、どのように把握されておるのか。当面、修繕やなんか必要などころについては早急に行うようにやらなきゃならない、対応しなきゃならないというふうに思っておりますが、その件について。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

仮設住宅がこう長くなりまして、県のほうが調査をしている中で土台にシロアリが発生したというところが幾つかの自治体でございました。幸い川俣町の仮設住宅はそういうことは無いという報告を受けてございます。なお、職員もいろんな形で仮設住宅のほう回っております。

そこに住んでおられる方から、不具合があればすぐご通報いただける形になっておりまして、ご通報いただいたものについてはできる限り早く修繕等対応しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 9番 石河清君。

○9番（石河 清君） 帰還に向けて特に農業やなんか再開するには、やはり今の仮設にあるものを、これは中間の管理施設に持っていかなきゃならない。当然、今、津島のところでとまっておりますので、あの辺の114号の今後の除染やなんかも当然道路も取り組んでいくようになるんでしょうけれども、どのような方向になっているのかその辺が進まないと、

○議会事務局長（大内 彰君） 残り1分です。残り1分です。

○9番（石河 清君） その辺も進まないと、運びようにも、運んでいく、私は困るんじゃないかなと思いますが、その辺どのようになっているのか今後の見通しも含めて。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

114号、津島境のところのゲートでございます。これは中間貯蔵施設に搬出する関係につきまして、またその除染の関係につきましても、車両は許可を得て通行ができます。また、それとは別に、つながりということもございます。復興大臣に対しまして114号のゲートを撤去していただけるよう要請をしたところでございます。

○議会事務局長（大内 彰君） 時間です。

○9番（石河 清君） 以上で終わります。

○議長（斎藤博美君） 6番議員 新関善三君の登壇を求めます。

新関善三君。

○6番（新関善三君） 6番 新関善三です。私はマイナンバー（個人番号）制度の説明の徹底についてを質問をいたします。10月5日よりマイナンバー制度がスタートしたわけで、個人番号が記載された通知カードが簡易書留により郵送され、個人番号記載の通知カード、中身は個人番号記載の通知カード、そして個人番号カード、マイナンバーカードの申請書、個人番号カード申請書の返信封筒、個人番号についての説明書類と、一方的に送り届けられております。

今、町民の方々は、何のために、何に必要な、具体的には何の目的なのかもわからなく、手間取っている不安な方々が多いのが実態であります。「暮らしを便利に みんなの1枚 個人番号カード 平成28年1月交付開始」と総務省からの広報ではうたわれております。公平公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化と、数々のメリットがうたわれております。28年4月以降、当面は社会保障関係の手続、税務関係の手続、災害対策に必要とされておりますが、当町において実態と今後の対策対応について質問をいたします。

大きい1番、世代間を問わず幅広く活用されるカードの説明は充分かということで、小さい項目では通知書発送の実態、また未達の対応はどのようになっているのか。

（2）問い合わせの現況はどうか。（3）乳幼児なり、学生、社会人、高齢者の対応は具体的に説明を明記すべきであろうと思うわけですが、それらの対応はどのようになっているのか。

大きな2点目、制度実施の流れはどうか。（1）28年1月の利用開始から29年1月あるいは29年7月に向けての制度の流れは、どのように利用拡大されているのか。

大きな3点目は、マイナンバーカードを希望されない方の対応はどうか。不利益な取り扱いはないのかどうか。

大きな4点目、情報流出の危険防止策の対策は万全かについてを質問といたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時です。

（午前11時56分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 6番 新関善三議員のご質問にお答えいたします。

初めにマイナンバー（個人番号）制度の徹底について質すの、（1）世代間を問わず幅広く活用されるカードの説明は充分かの1点目、通知書の発送の実態は、また未達の対応はどのようになっているのかのご質問でございますが、マイナンバー（個人番号）制度は平成25年5月31日付で行政手続における特定個人の識別をするため

の番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が交付されたことにより本年10月から国民一人一人に個人番号が通知され、来年1月から利用が開始されることとなっております。

番号法に基づく社会保障・税番号制度においては、個人番号が付番された通知カードが本人に通知されることになっており、当町においても各世帯主の方へ簡易書留により送付され、先月22日をもって発送を完了したところでございます。

通知送付数は5,780件であり、12月4日現在の返戻数は410件、返戻率は7.1%となっております。

返戻理由といたしましては、宛先の住所に受取人が居住していない、あて所なしが154件、受取人不在のため返還となった保管期間経過が250件、受取拒否が6件でございます。

また、返戻に基づく未達の対応につきましては、ご本人や関係課等と連絡をとりながら102件の方へ再度送付をしたところであり、その他の方につきましても速やかにお届けできるよう対応を進めてまいります。

次に2点目、問い合わせの現況はどうかのご質問でございますが、問い合わせにつきましては、通知カードの不在票が入っていたが、どこに取りに行けば良いのか、個人カード番号の申請の仕方はどのようにしたら良いのか、また、高齢者のメリットは何かといった内容が多い状況でございます。

次に3点目、乳幼児、学生、社会人、高齢者の対応は具体的に明示すべきであるが、対応はどのようにされているのかのご質問であります。マイナンバーの利用につきましては、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続において利用が開始されることになっております。

例えば、毎年6月の児童手当の現況届け出における町へのマイナンバーの提示や、勤務先でマイナンバーが示され、源泉徴収票に記載するなど、さまざまな場面において利用されることになります。

町では、乳幼児、学生、社会人、高齢者を対象とした具体的な手続に関する資料の作成や配布はしておりませんが、町政懇談会において個人番号カードの申請方法等について説明したほか、町広報や政府広報を活用し、申請手続について周知・広報を行ったとともに、説明チラシを全戸配布するなど、町民の皆様への周知徹底を図ってきたところであり、引き続き、制度概要の周知に向け広報の取り組みを進めてまいります。

次に、(2) 28年1月の利用開始から29年1月、29年7月に制度の流れはどのように利用拡大されるのかのご質問でございますが、平成28年1月からは社会保障分野、税分野、災害対策分野において順次個人番号の利用が開始され、個人番号カードの交付も行われることとなります。

また平成29年1月、そして平成29年7月における制度の利用拡大であります。国が示した社会保障・税番号制度導入に向けたロードマップによりますと、平成29年1月から情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの運用が開始され、国

機関の間での情報連携が開始されることとなり、平成29年7月には地方公共団体との情報連携が開始される予定でございます。

次に、(3) マイナンバーカードを希望されない方の対応はどうか。不利益な取り扱いにはならないのかについてのご質問でございますが、社会保障・税番号制度は政府が導入する公平な社会保障制度の基盤となるものであり、個人番号カードは当制度において重要な役割を担っているものと考えております。

交付申請をしないことによって不利益になることはありませんが、マイナンバーを記載した個人カードは公的な身分証明書となり得るほか、現在は社会保障分野、税分野及び災害対策分野に限られておりますが、今後はさまざまな分野においてその活用が見込まれていることから、町といたしましては、個人番号カードの利活用による利便性など広く町民の皆様へ情報提供を行い、周知してまいりたいと考えております。

次に、(4) 情報流出の危険防止策の対策は万全かについてのご質問でございますが、マイナンバー（個人番号）の利用は行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法などにより厳密に定められており、法に規定する事務及び情報の利用以外では個人番号を利用するとはできないこととなっております。

また、カード自体には税・年金の情報や病歴などプライバシー性の高い情報は記録されていないほか、特定個人情報の取得に当たっては、行政機関の情報連携を管理する情報提供ネットワークシステムを介さない限り、不可能でございます。

さらに、大学教授等から成る独立性の高い第三者機関の特定個人情報保護委員会が、情報提供ネットワークシステムの運用や個人情報の適正な取り扱い等について監視・監督を行うとともに、故意にマイナンバーを含む個人情報を第三者に提供するなどの行為に対しては、番号法では、個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっております。

その他、行政機関によってマイナンバー（個人番号）のついた情報のやりとりがあった場合には、パソコンを活用してご自身で確認できるマイナポータルというシステムについても国で構築中であります。

加えて、まちでは職員に対して、改めて番号法や町個人情報保護条例の法令遵守の徹底に向けた教育研修を行うとともに、規定等を整備し、特定個人情報を取り扱う権限を有する職員を定めるなど、より一層、適正な情報の取り扱いに努めてまいる考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） これら通知カードの発送は5,780件ほど発送したと。そういった中で410件が未達に終わっているというのが現況であるわけですし、これはあくまでも川俣町で管理しております住民票に記載されている方々に発送されておるわけございまして、ご存じのように、今、川俣町は、避難者も、山木屋地区の皆さんのように避難者もあるわけございまして、この方々も地区外に移住されていると、

避難されているというような実態にも直面しているわけでごまいまして、そうなりますと、これらの未達の件数に対しまして、旧町内の方々あるいは山木屋の方々そういった区別は整理されているのかどうか。ご存じのように、これは27年度の10月5日現在の住民登録されているの方々に対して、その基準で発送しているわけでごまいしますので、そうなりますと、直近での住所になっているわけですが、その辺の管理とマイナンバーの機構に対します整合性というものを果たして点検してあるのかどうかについて、まずお伺いをいたします。再質問をいたします。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。現在、発送数は12月の4日時点で5,706通ということでございました。

これは住民基本台帳に基づく件数で発送させていただいたところでごまいします。今ご質問にありました返戻に対する町内もしくは避難されている山木屋地区の方々の件数、戻入、返戻された件数の内訳でごまいしますけれども、避難された方々に関しては、居所情報ということで8月に提出していただいております。

そういったことから、現在はそれに基づいて発送しております。返戻件数でごまいしますけれども、410件でありましたが、それに基づきまして再度発送し、102件を発送しております。また、区別と言いますが、町内また避難されている方の山木屋地区の区別はあるかということでございしますけれども、今現在それは把握しておりません。ただ現在、保管されている、期間経過されている中で、地区で保管して、今現在対応している件数は、町内において198件になっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 今、課長からの答弁には、川俣町では8月時点での住民基本台帳に載ったデータを提出してあるということでございしますが、政府関係等につきましてはあくまでも10月5日現在というふうにはっきり広報されているわけでごまいしますが、その2カ月間の町と国のギャップというのは、どんな要因でこういった違いが発生したのか、その辺はどういうふうに整理されているのかについて、まずは質問をいたします。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。大変申しわけございませんでした。

発送に関しては、現在、発送件数5,760件と言いましたけれども、10月の5日以降の住民基本台帳数で発送いたしまして、12月の4日現在で5,706通を発送したということでございします。

で、私、8月と申し上げましたが、8月中に居所といいますか、現在住まわれているところに発送していただきたいというような申し出で、そういったものを受付した日にちが8月中に行っておりまして、それに基づいてまた発送いたしましたので、8月と言ったことは、大変申しわけございませんが、居所の申請の届けの月日でごまいします。10月5日に発送いたしまして、現在、発送件数が5,780件でごまいします。

大変申しわけございませんでした。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） あともう一つは、マイナンバーの通知はもらったと、それらに伴いまして、このカードの発行の手続、こういった件数の問い合わせもかなり来ているんじゃないかと思うんですが、例えば社会人であればある程度会社との関係あるいは事業主との関係で、何でもかんでカードも持たなきゃならないんだというふうな認識はあるわけですが、高齢者については、そのカード等について、自分で写真を撮ってきたけども、その規格に合わなかったと、縦4.5、幅3.5の写真でなかったもんですから、これではだめだから取りやめっかなというふうな現実には直面しているわけですが、こういったこと等についても、行政ではもっと良心的に、写真の撮り方、あるいはカードの必要な人にはそういったことも、高齢者に対しますもっと良心的な説明があってもいいのではないかと考えておりますが、当局ではそれらの考え等についてどう対応すべきかについてお答えをいただきたいと。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

個人カードの申請手続についてでございますけれども、確かに高齢者の方々が窓口に来られてご相談する件数は多くなっております。ですので、私らのほうでも今申し上げましたが、広報そういったもののまたは町民の皆様へということで、手続方法はチラシ等で、回覧等で、また広報いろいろとしておるところでございますけれども、まだまだ徹底されていない、わかりにくいという声もございます。

これに関しては、今後私どもでもそういった手続の方法をもう少し考えまして、改めて、何といいますか、わかりやすい、そういったチラシ等を広報で知らせてまいりたいと思っております。

また高齢者の方々、手続のわからない方、これはあくまでも家族の方々のまた理解が必要であり、ご協力を得ながらこの制度なり手続等をしていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） そうなりますと、年代別にも相当相談件数なりあるいは問い合わせがあるように判断されたわけでございますので、もっと適切に、年代別に、あるいは、乳幼児はこれは法定代理人が手続をとっても可能なわけでございますけれども、そういったこと等につきましても、もう少し対応を、詳細に対応していただくことを、一つ約束をいただきたいわけですが。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今後この個人番号制度また個人番号カードといいますのは、一生といいますか、これから使うわけでございますので、そういったことはなるべくわかりやすい広報等で、チラシでお知らせして、周知を図っていきたいと思っております。よろしくお願ひし

ます。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） それと、カードの件に入らせていただきたいわけですが、カードの件は、具体的に個人番号証明書の書類として、まず利用できるんだと。あるいは本人確認の身分証明書になるんだと。さまざまなサービスごとに必要であった複数のカードがあったわけですが、これがこれ一枚で事は足りるんだというふうなこと、あるいは各種行政の手續にオンラインの申請に利用できる、これは行政手續ということについてはこういったカードを持っていれば簡単にできるというふうな説明があるわけですが、あるいは各種オンラインの取引に、あるいはバンキング等に、民間の取引にも利用できるんだということでございますが、これは制度的にはまだ確立されていないようでございますけれども、今後そういうふうに政府はしていくんだというふうな一つの前提条件があるわけでございますので、行政の、遺憾なくそれらの対応をできるような、説明のできるような対応をしていただきたい。あるいはコンビニなどで住民票あるいは印鑑証明書、公的な証明書もこのカードによって取得できるというふうな便利さが、利便性が加わるわけでございますが、そういったことの認識等について全てが、これは行政が対応しなくてはできない過程になっておるわけでございますが、それらの手續等についても遺憾なく、現況の中で、もう既に1月1日からというふうなうたい文句があるわけでございますので、そういった認識はどのように進展しているのかについて、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今ご質問にありましたカード利用、利便性というか、利用でございますけれども、今現在、社会保障、税または災害対策の分野で利用されるというようなことでうたわれておりますけれども、議員のお質しのように、今後コンビニ、住民票、そういったものの利用活用というようなことも打ち出されております。

今後、町内において、川俣町の、また我々の行政の中での事務、そういった中でのこのカードの利用、利便性をもう一度洗い直して、今後のそういった個人番号の活用の利用をどのようなものにしていったらいいのかということのを庁内でも検討いたしまして、今後に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） これらの問題についてこれから検討というふうな課長の答弁にあるわけでございますけれども、1月1日からというふうなことも頭に置いていただきませんと、ここで検討する余地があるのかどうかということでございますので、これらの対応については、やはりできるだけそういった日程、期日、制度に合わせて機敏に、ひとつ対応をいただく必要があろうと思うわけです。

それと、実質的にカード申請をされた方々が、今度は、受け取りは行政の窓口に来られるわけでしょうから、そういった時の3点セット、誰しもがわかっているんです

が、ここで危惧されますのが、もちろん３点セットというのは、はがきあるいは免許証あるいは通知カード、これらを３点セットと言われておるわけですが、ここで暗証番号が６文字以上１６文字まで可能だというふうなことなんですが、これらの、なぜこういった暗証番号が、利用者証明用として何のために必要なのかということを、まず行政としてはどう認識されているのかについてお伺いをいたします。質問をいたします。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

確かに、暗証番号というか個人番号の交付に関しては、暗証番号が必要になっております。また、４桁の数字または６文字以上の文字等を、英数、そういったものを組み合わせてするんだというような形になっております。

ただ、運用に関しては、詳細はちょっと、まだ私も勉強していなくて申しわけないんですが、わかりませんが、マイポータルというようなことで、インターネット上の個人のホームページを開いていただいて、その情報の内容とかアクセスすると、そういったマイポータルの導入がございます。そういった場合の暗証番号等も考えられるのではないのかなと、利用に活用します暗証番号、そういったものも今後考えられるということからではないのかなと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） ６番 新関善三君。

○６番（新関善三君） それと、もう一点は、今度４桁の暗証番号が必要になっている部分があるわけでした、これはアプリといいますかソフトウェアなりあるいはスマホ等で入力する場合のアプリの暗証番号も必要、これは４桁ですむわけでした、今まで銀行のオンラインカードも４桁の暗証番号になるわけでございますけれども、このカードにも、４桁の数字を入力しませんでした、これは利用拡大がされないわけでございますので、そういったことの認識等は十分把握されているのかどうか、このことについても質問をいたします。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

このような、４桁というような暗証番号、その理由、暗証番号の利用でございますけれども、６文字、あとは４桁というような暗証番号がございますけれども、実質、今後の運用といいますか、どういうものにこのような形でそれを入力して、実際、皆様方が利用されるのかということを、私もちょっと勉強不足で大変申しわけございませんが、詳細がわかり次第、今後、皆様のほうによりよい利用をできるような使い方、そういったものを周知してまいりたいと思います。そういうことで、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） ６番 新関善三君。

○６番（新関善三君） それと、もう一つはこれ、カードを申請して、カードを受け取りに来る場合、全ての方々が運転免許証を持っていないわけですが、こういった３点セ

ットのうちの免許証というふうに、類似する書類は何を持参すれば受け取り可能なのかについても質しておきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 受取人の本人確認の手続等に関するご質問でございますけれども、運転免許証またはパスポート、そういったものでございまして、または健康保険証、年金手帳、それぞれの書類というようなことで認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） そうすると、そういった公的な書類さえ持ってくれば、3 点セットとして取り扱っていただくということでもいいわけですね。

それと、カード発行されていない方々が行政の手続をする場合は、本人のナンバーカードと、そして運転免許証のある人は運転免許証、あるいは運転免許証のない方あるいはパスポートのない方は社会保険証なり、そういったものを持参すれば、全ての手続がスムーズにはかどるというふうに理解していいわけですね。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

そのとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） それと、今度は実質的に運用の面でも質しておきたいと思うわけでございますけれども、行政としては、あくまでも社会保障あるいは税、災害対策等の提出書類には、全てナンバーカードが必要だというようなことでございますが、大ざっぱにこれら三つを大々的に表現しているわけですが、事務的には何種類の事務が、特に行政の窓口等では何種類の手続に関しましてどれだけの把握してるのか、三つだけの把握ではないと思うんですが、全てマイナンバーで申請手続あるいは提出書類の、提出書類も義務づけられるもの等については何種類ぐらいになるのか、そういった把握の実態はどうか、これも確認をさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 個人番号を利用する事業の種類でございますけれども、法律に基づく運用に関しては、第9条で事業を明確化されております。ですが、大ざっぱに90種類ぐらいの事業が大きな面にはあると思いますが、市町村における事業そういったメニューに関しては、今後、内部検討委員会等を立ち上げておりますので、そういったところを勉強いたしまして、その利活用または事業、利用面に関する事業メニューを明らかにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） 今、回答いただきましたように、90種類から、国では100種類というふうに、こう表現しているわけでございますけれども、それだけ全ての手続

にマイナンバーカードを必要とする。そうなりますと、これらのセキュリティー上の問題がついて回るわけでございますが、これらの対応の前には、ちゃんと、行政でも担当職員を明確にし、もう既に研修等は何回も終わっているのではないかと思うわけでございますけれども、早急に窓口の強化あるいは危険防止策を徹底していきませんといろいろな詐欺事件や、後で申し上げますけれどもいろいろ、重大な事件が発生する可能性もあるわけでございますので、そういった認識はどのように認識されているのかについて質問をいたします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答えを申し上げます。

先ほどの町長職務代理者のほうからご答弁をしたようにこの問題についてはさまざまな指摘があるところでございます。

町のほうで、先ほどお答えしたようにそういった防止をするために、国のほうはプライバシー性の高い情報については、情報ネットワークシステムを介さない限り不可能である、あと、このネットワークシステムの運用や個人情報の適正な取り扱いについては監視・監督を行うとともに、故意にマイナンバーを含めて個人情報を第三者に提供するなどの行為に対しては、かなり厳しい、法定刑も重くなっているところでございます。

町の職員に対しても、これから今後教育的な場所を設けながら規定の整備を図って、個人情報の取り扱いには厳正に対応をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 立ったところ、時間も制約されておりますので、端的にいきいたいと思いますが、例えば子どもの出生時、住民の、何というのかな、登録した時点で、出生した子どもの登録をした時点で、ナンバーも作成されるということでございますが、即作成されるのか、期間があるのか。あるいは、これら個人ナンバー等につきましては、個人住民コードをもとに作成されますというふうにうたい文句に宣伝されているのね。そうしますと、住民票は当然地域性があるわけでございまして、そのカードの番号の中には、地域を指定するような共通番号があるのかどうか、登録した時点でナンバーが交付されるということは、国と地方、末端自治体がどういった連携になって、即発行することが可能なのかも知っておきませんと、これは困るわけなんで、カードから住民票は検索はできないことになっておるわけでございますけれども、発行の原点はあくまでも住民コードをもとに作成してあるというふうになっているわけでございますので、そういったこと等について知る限りの情報を、お知らせをいただきたい。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

出生者に対する番号の申請でございますが、届け出が提出された住民票、登録に戻

された時点でマイナンバーの作成もするという事で、改めて申請するという事ではございません。

ただ、番号に関しては、こちらのほうでも、ランダムといいますか、そういった形で出てきておりますので、地域のこの地区の番号だとそういったものの地域振り分けの番号は使用されていないと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 数々の具体的に知らない点があるわけでございますので、ぜひ行政では、ここを強調しながらマイナンバーの必要性をやはり住民の皆様方に知らせる必要があると思うわけでございますが、例えば乳幼児の場合は児童手当の支給なり、何というのか、予防接種の履歴管理等が当然ついて回るわけでございますので、あるいは、学生等については、当然、アルバイトする学生もありましょうし、奨学資金の申請をする学生もあるでしょうし、あるいは町村によっては学生だけが利用する、こういった利便性も、川俣町にはないわけでございますけれども、そういった図書館の利用やあるいは交通機関の利用等についても、マイナンバーカードを持っていくことによって利便性が発生するんだというふうな啓蒙・継承もしていただかなければならないというふうに考えておりますし、あるいは、特に社会人、こうなりますと幅広い利用が義務づけられるというか、利用拡大がされるわけでございまして、当然、勤務地から事業者なりあるいは経営者のほうから必ず扶養家族の申請なり、あるいは源泉徴収等に必要のために必ずや登録をしないとはならない問題があるわけでございまして、多種多様にそれらのナンバーが必要になりますし、あるいは転出、転入等についても受け入れ市町村に対しましては、本人のみならず家族全員のナンバーカード、番号が必要になって、その地に登録される運びになるかと思うわけでございまして、で、これは、特に、これら確定申告等につきましては、もう来年の分は29年度からは、何でもかんでもナンバーカードが、番号が必要とされておるわけでございますので、そういったこともやはり徹底して知らしめておく必要があろう。そのことによって、マイナンバーカードの認識も新たになるのではないかというふうな考えを持っているわけですが、行政としてはそれらの対応・対策について、今後の進め方等について、できれば具体的に、ひとつ説明をいただきたい。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

個人番号の利用方法でございますが、周知徹底を強化してほしいということでございます。そのとおりだと思っております。この個人番号制度も、来年の1月から施行されまして、どのような利用で進めていかれるのかと。ただ、個人番号を申請してください、通知カードが来たから28年の1月から交付します、申請してくださいというような、そういった便りが進みまして、走っております。それに対する利用、そういったものがまだ徹底されていない現状でございます。

今後そういったことを、学生または社会人、あとは高齢者に向けての利用、利便性

等を周知徹底して広報なりで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） もう既に民間ベースのこういった行政ベースでも、感覚的には違う点等が数あるかと思うわけですが、特に来年の1月からは、新規に証券口座などを開設する方々はマイナンバーが必要、あるいは生命保険の新規の加入者等についても必要になってくるわけですし、既に銀行等に口座を開設する方々等につきましては、これは2018年には申請しなきゃならない手順で、今国のほうでは進めているようでございますし、あるいは生命保険等についての100万以上の死亡保険金等については、必ずマイナンバー、あるいは年間20万以上の個人年金等についても、これもマイナンバーで手続をとらなきゃならない。従来は、個人年金等につきましては、50万以下でありますが無申告であったわけですが、今度は限度額が下がりまして、20万からになっていくというふうな、これまた、制度的には、利用者あるいは加入者にとりましては隠すことのできない、一つの公平さがこのカード発行によって、ナンバー制によって強いられてくるというようなことでございますので、やはりこれらの取り扱い等については万難を排していただかなければならないということで質問させていただいておるわけですが、特に、高齢者関係では社会福祉関係、介護保険の利用手続であり、あるいは老人ホームへの入所、あるいは高額医療費の手続等々については、これは早急に必要とされるわけですが、そういったこと等についても、担当課ではどのような現在取り組みと対応をされているのか等については、ここで質問と回答をいただいておりますので、このように思います。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁いたします。

マイナンバー、個人番号制度の概要に係る周知徹底でございますが、これまでも町では、町民の方に対しまして、広報紙であったり政府広報を活用した周知、それから個別のチラシを作成いたしまして全戸配布するなどの取り組みをしてきたところでございます。

ただ、来年1月から制度概要、開始を迎えるに当たって、まだまだ不十分な点がありますので、そういったところは改めて周知徹底を図るとともに、窓口でも丁寧にご説明できるような体制をとりながら、皆様が安心してマイナンバー制度を活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 6 番 新関善三君。

○6 番（新関善三君） 非常に、もう既に目の前に発足をする制度に突入するというようなやさきでございまして、これから研修だ、あるいは検討だということでは、ややもしますと、おくれる分野も相当出てくるんじゃないか。そのことによって、町民の皆様方の手続等に混乱を生じないように、今からひとつ対応を早急にしていただかなければ

ればならないわけでございます。

それと、年金関係等につきましては、あの年金機構が、何とこの個人情報の流出、125万件ほど流出したというようなことで、本来でありますならば、ここまで、このマイナンバーカードでスライドする国の方針であったわけでございますが、これがおくれているという、おくれるというふうなことは認識、国でも認識したようでございますが、これら等について、何年ぐらいおくらせて発生、その制度に乗っかるのか行政として認識の範囲内で結構でございますので、返答いただきたいと。

○議長（斎藤博美君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

年金機構との関係でございますけれども、延期をするというような情報は入っておりますけれども、何年というようなことはまだ情報が入っておりませんので、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） このように、淡々と、行政としてのおくれ等も認識されたかと思うわけございまして、で、各種の行政手続を簡便化するとともに、正確に所属を把握することで、社会保障や住民の負担の公平性が図れるなど、多くのメリットがもたらされるとは言われておりますけれども、その反面、戸籍は自動車登録事務などにより広範な個人情報の活用も視野に入れておりますが、番号の漏えいが起これば、これ芋づるに発生する可能性も含んでいるわけございまして、こういったことのないよう、この制度を導入された暁、現況において、当町においては、やはり担当者を明確にされているのかどうか。もう既に来年1月1日からの担当者の明確が図られているのか。あるいはですね、

○議会事務局長（大内 彰君） 残り、あと5分です。

○6番（新関善三君） 適切な教育がされているのかどうか。あるいは、物理的に、技術的に安全管理措置が明確に、特にウイルス対策等についても明確に確立されているのかどうか。ここを確認しながら、個人ナンバー、マイナンバー等についての質問を終わりたいと思うんですが、最後の重要な項目等につきましては、明確に、自信のある回答をいただいて終わりたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

このマイナンバー制度についての情報漏えい等ないよう、ご指摘でございます。町のほうでは推進本部を立ち上げまして、今、担当者部会を精力的に実施をしております。担当者部会の中で、やはりこの事務はこの担当者、この事務はこの担当者ということでやっぱり指定をしながら進めていったほうがいいんじゃないかというようなことも出ておりますので、今月中に早急に取りまとめをしまして、担当者を決めていきたいと思っております。

あと、情報のほうでのウイルスとの関係であります。川俣町ではやはりこの制度に基づきまして、今回、今議会に提案しています川俣町個人番号の利用に関する条例を

今回制定させていただく予定であります。その中の第2条の中に、町の責務がございます。やはり情報漏えいは大変な個人情報問題でありますので、新たな規則を設けるか、今まで個人情報の法に関する規則がありますので、その改定をするか、担当者部会の中で今月中に取りまとめをして、来年1月1日に向けて体制を整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（斎藤博美君） 6番 新関善三君。

○6番（新関善三君） 今、総務課長のほうから確立されているんじゃないかと、今後早急に確立するということでございますので、日程に沿って、万難を排していただきたいというふうに考えてございます。

それと、もう一つは、役場行政の中でも、90種類ほどの受付月もあるわけでございますので、こういった廃棄あるいはナンバーカードの焼却等につきましても、万全を期していただき、漏えいのないような対策だけは完全にとっていただくことを約束をしていただきまして、質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで、2時10分まで休憩します。

（午後1時55分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後2時10分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 10番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番議員の遠藤です。私は日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回3点について当局の考えを質してまいります。

今の政治の動きを見てみますと、公明党に支えられている安倍政権は、国民大多数の反対の声を無視して、戦争法、いわゆる安保法制を強行しました。この法律は日本国憲法のもとで70年にわたって築き、守ってきた平和国家としての日本の歩みを壊すものです。日本共産党は9月19日の戦争法強行を受けて、即座に戦争法廃止の国民連合政府構想を提唱しました。来るべく国政選挙で、自民党、公明党を少数に追い込むための共闘を広く政党・団体・個人に呼びかけました。戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義、民主主義を取り戻すために全力を尽くすものです。安倍政権は再来年4月の10%への消費税増税を既定路線として、法人税減税、軍事予算の拡大、公約破りのTPP大筋合意など、国民無視の暴走政治が進められようとしています。避難者を抱える当町として、暴走ときっぱり対峙する町政運営が求められているのではないのでしょうか。一人一人の暮らしとなりわいの再建、福祉優先のまちづくり、憲法と地方自治が生きるまちづくりを力強く進めることを求めるものであります。

具体的に、まず第1点として、国民健康保険税の引き下げを求めるという問題であります。国は、国民健康保険への財政支援の拡充として、2015年度約1,700

億円の財政支援を実施するとした。この額は被保険者一人当たり約5,000円の財政改善効果になると国が示しています。川俣町には約2,000万ぐらいの金が入ってくるものと思われますが、県の国保基金基盤安定制度としておりてくるものと考えられますが、この金を使って、国保税が高くて大変だという町民の声に応じて、1世帯当たり1万円程度の国保税の引き下げを実施すべきだと考えますが、当局の考えをお質したいと思う次第であります。

二つ目の問題は、学校給食費の無料化を求めるという問題であります。アベノミクスの成果によって社会全体の貧困化がどんどん進んできております。子どもの貧困対策は法律も制定され、その具体化が切実に求められています。保護者の経済的負担の軽減こそ、再優先に取り組むべき課題だと考えるわけであります。現在も79名の児童・生徒に給食費の援助は行われておりますが、これは約400万円程度であります。川俣町は全町民が原発被災者だと考えるべきであって、全ての児童・生徒にこの給食費の無償化を広げるべきと考えますが、当局の考えを質したいと思う次第であります。

三つ目の問題は、川俣高等学校についてであります。町長が病氣入院だということで、川俣町の町長は川俣高校の同窓会の幹部であり、また後ろに座っておる議長も、川俣高校の同窓会の大幹部がおるわけであります。この川俣町の最高学府である川俣高等学校はいわゆる赤坂から飯坂に移転し、県内一という設備を持っているわけですが、生徒はどんどん少なくなってきています。町当局としてこのような状況をどう考えているのか、今後どのような対策を進めようとしているのかについて当局の考えを質しておきたいと思う次第であります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 10番 遠藤宗弘議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国保税の引き下げを求めるの国の財政支援拡充により川俣町に幾ら入ってくるのか。また、それを利用して国保税1世帯1万円程度の引き下げを実施すべきと考えるがについてのご質問でございますが、平成27年度から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことを受けて、国では、低所得者向けの保険料軽減措置や保険者支援制度の拡充等の財政支援を実施することとしました。この財政支援を踏まえた本町における平成27年度当初予算につきましては、国保特別会計の一般会計繰入金のうち、財政安定化支援事業繰入金として、国からの情報に基づき2,014万1,000円を計上したところであります。

次に、それを利用して国保税1世帯1万円程度の引き下げを実施すべきと考えるがのご質問であります。市町村国保におきましては、高額な医療費となる傾向にある高齢者や、比較的所得にある方が多く加入しているという構造的な問題を抱えているため、国保財政の安定化や保険税の負担平準化に資するために、国では保険者支援制度や財政安定化支援事業に取り組んでいるところであります。

本町では、平成27年度当初予算の編成における国保税の算出に当たっては、今ほど答弁したとおり、約2,000万円の財政安定化支援事業繰入金を計上したほか、それに加えて、負担軽減策として、約2,600万円の前年度繰越金を充当することにより、国保税率の改正を行わず、前年度と同じ税率に据え置くことといたしました。国では被保険者一人当たり約5,000円の財政改善効果があると表現しておりますが、現時点においては国保税の税率につきましては、一人当たりの医療費が増加すること及び被保険者が減少することなどを勘案し、国保の財政安定化を図るためにも、大幅な引き下げは困難であり、慎重な検討が必要であると考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 10番 遠藤宗弘議員のご質問にご答弁申し上げます。

2点目のご質問、学校給食の無料化を求めるの、全町民が原発被災者だと考え、全ての児童・生徒に給食費の援助を広げるべきと考えるがについてのご質問でございますが、子どもの貧困対策と保護者の経済負担軽減につきましては、議員ご指摘のとおり、本年11月にOECD国際経済協力機構が発表した資料によりますと、我が国の子どもの貧困率は、加盟36カ国中11番目に高いという、極めて不名誉な結果となっております。

今後、我が国が先進国の一員として国際社会に貢献していくためには、まことに憂慮すべき結果であり、子どもが心豊かにたくましく成長できるよう子どもの貧困率の解消に努めていくことが、国の重要な役割の一つであると考えております。また本町は、山木屋地区のみならず本町の全てが、このたびの原子力災害により甚大な被害を受けた被災町であることは、紛れのない事実であります。

現在、国は、避難を余儀なくされている山木屋地区の小中学生については、原子力災害による教育費の保護者負担軽減の視点から、小中学生については、原子力災害による、そういう、保護者負担軽減の視点から、被災児童生徒就学支援補助事業といたしまして、学校給食費助成を行っているものでございます。

議員お質しの全町民が原発被災者だと考え、全ての児童・生徒に給食費の援助を広げるべきと考えるがとのご意見でございますが、先ほど9番 石河議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、子育て支援の観点からも今後十分な検討が必要であると考えております。したがって、早急に財政当局とも協議をいたし、実施可能かどうかも含めて鋭意検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の川俣高等学校についての、生徒がどんどん少なくなっているが、町当局はこのような状況をどう考え、今後どのような対策を進めようとしているのかについてのご質問でございますが、川俣高等学校は平成27年度より普通科1クラス、機械科1クラス編成となっており、中学生を持つ保護者にとりましても、また、本町唯一の県立高等学校としてその発展を願う町民にとりましても、極めて深刻な影響を

与えておりますことは、まことに遺憾に思っております。

県立川俣高等学校への入学者は、平成16年度以降の少子化傾向によりまして減少傾向にありましたが、町内からの通学者のほか、針道や飯舘、さらに浪江町などの市町村から通学する生徒も多く、前年度までは適正規模校として人材育成にも大きく寄与してきたところであります。

しかし震災以降につきましては、山木屋地区の全地区避難により多くの生徒が福島市や二本松市に避難しているところから、従来、川俣高等学校を希望していた生徒が避難先の高校に入学するなどの影響により、川俣高校への進学者が減少傾向を示しているところであります。

議員もご承知のとおり、川俣高等学校は、県立高校でありますので、川俣町及び町教育委員会が学校の設置及び運営並びに入学者定員等に関しまして直接の指導権限はございませんが、これまでも県教育委員会に対し、川俣高校の充実・発展について、要望活動を継続してまいったところであります。

町教育委員会といたしましては、川俣高等学校が地元高校として存続・発展していくよう、小学校高学年児童による川俣高等学校の機械科実習見学会を初め、小・中・高相互の授業公開や川俣高校と川俣中学校との中高交流を継続して行ってきたところでございます。

また、川俣町教育推進プランの一つとして実施しております学習プランの中に、中学生を対象とした補習授業を夏季休業中に実施しておりますが、平成18年度より本事業の講師として川俣高校の先生方をお願いいたし、質の高い授業を提供していただいております。

町内の児童・生徒の健全育成につきましても、児童・生徒の非行防止などの観点から、小中高との幅広い教師間の連携を組織的に行い、事故防止に努めているところであります。さらに、川高文化祭におきましては、川俣中学校吹奏楽部が川俣高等学校のステージに立ち、見事な演奏を披露するなど、生徒同士の交流事業も活発に実施し、川高との連携を図っておるところであります。

今後も多種多様な交流を図ることによって川俣高等学校に対する生徒の関心を高めることに努め、川俣高校への志願者増につなげる支援を継続してまいりたいと考えております。

また、先ほど職務代理者発言のとおり、古川町長は、現在、川俣高等学校の同窓会長の職にありますので、県教育委員会に対し、新たな総合学科等の設置など特色ある学科の創設を初め、優秀な教員の配置を含めた魅力ある学校づくりについても強く要望してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まず第1点目の国保税の問題について再質問させていただきたいと思う次第であります。

これは、国保税の問題については、いわゆる国としても結局財政支援をせざるを得

ない状況に追い込まれているというのが実態だと思うんですね。喜んで政府が金を出しているわけじゃないんですよ。このままでいったのでは国民皆保険制度そのものが崩壊しかねないという、この危機感から、国も不十分ながら1,700億円程度の金を出してきたわけですね。今、町の中での生活の中で一番大変なのは何かということになると、国保税が高くて払うのが大変だという声が圧倒的に町民の中から出てるんですよ。で、そういう実態に町自体がどう応えていくかと。国保会計だけを見れば、いつも採算が合うかどうかだけの問題で議論されているわけですが、そうではないと思うんですね。この毎年繰越金というのが、膨大な繰越金が計上される。これとあわせるならば、1世帯当たり1万程度の引き下げというのは現実問題としては可能なんだと思うんですね。恐らく今年度もまた取り過ぎた国保税のために、繰越金というのは必ず出てくるわけですよ。そういうものをきちんと活用するということと、あと町民の暮らしを安定的なものにしていくという立場から、これは必要であれば一般会計やなんかからの繰り入れやなんかを含めてでも、やはり町民の期待にきちんと応えていくというのが行政の本来の姿ではないかと思うので、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご答弁を申し上げます。

川俣町の国保特会の収支の状況でございますが、ここ3年を見ますと、24年度、18億3,000万、これは歳入です。歳出のほうは17億2,400万ということで、1億1,000万ほどの黒字となっております。25年度がやはり18億100万、歳出のほうは17億1,700万ということで、8,400万ほどの実質黒字になってございます。26年度も同じく9,800万ほどの黒字となっているところではございますが、これは、やはり前年度からの繰越金がございます、その繰越金より収支が黒字のように見えますけれども、実際は繰越金を省きますと、24年度でマイナス3,600万、25年度でマイナス2,700万、26年度になりますと若干のプラスで1,400万ほどのプラスとなりますけれども、それほど財政収支が異常規模にはございません。今般の川俣町のように、財政が不安定な、小さな、小規模の保険者にこういった財政の支援の拡充がされたということは、本当に喜ばしいことではございますけれども、先ほど職務代理者からの答弁にもありましたとおり、国のほうでは本当に一人当たり5,000円の財政効果があるんだとは表現してはございますけれども、6月の時点で算出に当たりましては繰越金を充当するなどいたしまして、前年度並みの税率に抑えたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） これは、担当者のところで答えれば、収支のこときり考えられないわけですから。これはやっぱり、町民がこんなに国保に対する不満を抱えているというこの実態をきちんと捉まえるならば、ここにどう福祉行政としての町の役割を発揮するかというのが、これは基本なんですよ。だから、この、いわゆる担当者の

ところで国保財政がこうだあだ、じゃあ今度は足んねくなったから上げっぺと、これが基本ですよ。それでどんどんどん高くなってきたというのが国保税の実態でしょ。で、その内訳、中身を見ればですよ、国保に対する国の財政支援がどんどん減らされてきたというのが実態なんですよ。だから、国がどんどん財政支援を減らしてきて、それを国保税という形で全部負担させられてきた。その結果が、今日に至っては国保税が高くて払うのが大変だというのは、町民にとって当然のことなんですよ。5割以上は以前は国がちゃんと補助していたんですからね。それがどんどん削られてきてるでしょ、今。そこをただ、形だけ、この1,700億円で困っちゃったから、じゃあ1,700億円出すべという状況になってきてる。いわゆるもう成り立たなくなってきたという状況があるからやっているんであって、ここに対する判断というのは、政治的判断する以外にないんですよ。だから、職務代理者として、この際、きちっと全世帯1万円ぐらいの減税をやりまうと言ってもらえば、これで決まるんですよ。あとは財政当局は、財政担当課がどう捻出するかということです。そのことによって町が潰れるなんていうことは聞いたことはありませんから、その辺をはっきりと決断をお願いしたいと思うわけです。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

先ほど保健福祉課長から答弁させていただいたとおり、実質的な収支につきましては、残念ながらマイナスとなっている状況でございます。これまでの繰越金を活用して対応しているのが現状でございます。

今後、医療費の高騰等、さまざまな要因が考えられる中で安定した国保財政を支えるためには、大幅な引き下げにつきましては大変難しく、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、職務代理者にそこまで決断させるというのなかなか大変なんでしょうが、それは政治的決断はなかなかできないと思うんで、その辺にしておきますが。で、これはやはり、今、町民の中に実際、町当局として入ってみてもらえばすぐわかるんですね。やっぱり低所得者にとって、今、支出で一番大変なのは何かというと、国保税の負担なんですよ。これはもう、間違いなく、こう出されますから。そういう声を町当局としてきちんとつかまえているかどうかの問題なんですね。それがつかまえていないままに、幾ら大変だから国保税は据え置くん、いや値上げするんだということをやっていたんでは、町民の信頼を得る行政というふうには進んでいけないんじゃないかと思う次第であります。

で、二つ目の問題では学校給食の無償化の問題ですが、今、県内でも学校給食の無償化というのが始まってきていますね。今子どもの貧困というのが、これ、世界的にも日本の子どもの貧困というのが言われているんですよ。子どもの貧困の最たるものは何かといえば、極端なことを言えば、学校給食できり飯を食わんって子どもが

相当いるってことが、もう歴然としているわけでしょ。こういう実態やなんかもきちんと捉まえておかなければ、議論にはならないんですよ。朝飯を食わないで学校に行って、給食でまず最初の飯を食うという、こういう子どもが現実に出てきているから、今子どもの貧困というのが問題になってきているんですよ。

そういう中で、当然のこととして、この朝飯を食わんによような家庭の子どもが給食費を支払うというのは大変な負担なんですよ。学校負担の中で最大のものは給食費でしょ。それをどう負担を軽減していくかというのは、これは行政のまさに決断以外にないんですよ。だから、ほら、教育長は、実態はちゃんとつかんでいるから、ちゃんと話は、答えは出せるんですよ。しかし、教育委員会に財政権を持たせている自治体はないでしょ。これは、自治体として学校給食を無償にするためには、財政権を持っている町当局がきちんとどう対応するかという決断以外にないんですよ。教育委員会で幾ら言ったって、ほら、予算編成権は持ってないわけですから、到底できないんですよ。だから、これは住民のいわゆる学校教育に責任を負うべき財政負担は町当局が行うということになっているわけですから、だからその辺について、町財政当局も含めた考えをお質しておきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員、確かに今、本件でも、いわゆる貧困対策と銘打ってはやっている市町村はございませんが、補助事業というのは給食に補助するという市町村はぼつぼつ出てきております。先ほど私も今後財政当局と十分に相談してまいりますと答えたのは実はそのことでございまして、実際、福島県では、平成19年に檜枝岐村が最初に実施いたしまして、これは給食を100円にする。実際には260円なんだけど、保護者負担は100円でいいということで始まりました。その狙いは貧困ではなくて、いわゆる村がますます過疎地になって、子どもの数が減ってしまったと。それが理由でございまして、9年間、実際これは実施しておるわけですが、その子どもの数は、給食を無料化に近くしてもどんどんどんどん減っております。現在、檜枝岐小学校におきましては25名、中学校におきましては20名、合計45名という大変小規模な村になってしまいました。これらと同じように、福島県では残り六つ、59市町村のうち約1割が無償化ではなくて2分の1補助、3分の1補助でやっております。これもほとんどが少子化対策でございまして、川俣町におきましては、今のところ、議員ご心配の、朝ご飯を食べてこないという子どもはおりませんけれども、やはり今後このような状況であります、町に対しましても教育委員会は何らかの補助をお願いせざるを得ない、こういう状況にありますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

町長部局といたしましても、教育長と相談をいたしながら、子ども・子育て支援事業計画がございしますが、その中でも子育て世代の経済的負担軽減策、強くうたわれておりますので、そういった観点から、町当局として教育長と相談しながら、対応・対

策を立てていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 今、とにかく原発被災地だということでもあるし、この川俣町は、子育て支援やなんかについては県内でも先進地を走ってきた町なんですね。中学校までの医療費の無料化なんてのは、県内トップクラスで進めてきたんですよ。そういう施策をずっとやってきた中で、今は全県的に18歳まで医療費は無料になった。これも中学校まで医療費を無料にするというのは、いわゆる県からの激しい意地悪に応えてやってきたことなんです。あの当時、中学校までの医療費無料にすると、ペナルティーを課すだの何だのと、県が意地悪したことは事実なんですね。だけどそういうものにちゃんと応えながらも、子どもの福祉行政というのはどんどん進めてきた。で、子育てトップ県内一だぐらいのやっぱり施策をとらなければ、今の少子化対策なんか、幾ら言葉で言っても、現実のものにはならないと思うんですね。例えば子どもたくさん産んでくれなんか言葉で言うのは簡単でしょう。しかし、一つの世帯で3人ぐらいの子どもさんがいれば、給食費だけで毎月1万8,000円くらい払うようになるんですよ。これはちょっと考えただけでも大変だと思いませんか。子育て世帯の、金のかかる世帯で3人分の給食費となると、2万近くの間額になっちゃうわけですよね。そういうところに対する支援を具体的にどう応えていくか。それで、子どもが育てやすい町にどうつくり上げていくかということを努力しなければ、子育て支援課なんか、幾らつくったって、どうにもならないと思うんですね。だから、学校に持っていくお金で一番高いのは給食費だというのは、当局としてはつかんでいますか。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） だから、子育て支援というのであれば、一番金のかかるところ、この部分をどう減らすかということが、まず第一点に考えなければならない問題だと私は思うんですよ。そういうもの抜きに、子育て支援課をつくれば何とかなるだろうとか、そんな問題じゃないんだと思うんです。やっぱり腹減ったときは飯食うのが一番なんですから、一番多くかかるところにどうやればじゃあ支援をできるのかと。これは財政的には大変なのはわかりますよ。けども、この子育て世帯で一番負担になっているところをどう援助していくかという、この観点での町当局としての検討はなさったことがあるんですか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

給食費につきましては、小・中合わせて1年間の給食費6,500万円程度と考えております。で、この一番、ご父兄の方が負担される給食費が一番高いということでございますが、私ども町といたしましても、子ども・子育て支援事業計画、これがございます。この中で子育て世帯の経済的負担軽減、これは強くうたわれておりますの

で、先ほども答弁申し上げましたが、教育長と緊密に連絡をとり合いながら、連携しながら、対応・対策、検討して努めてまいる考えでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 町当局が、学校給食が教育長のおっしゃっているように、学校に持っていくお金で最大一番かかるのは給食費だというのは、これ、認識がありますよね、今。で、それに、その金と、金額というのは年間で川俣町でいえば6,500万円。じゃあ、この6,500万をどういうふうに減らしていくか、町でどれだけ支援すればストレートに子育て支援に対する財政的な援助ができるんですよね。あれこれの問題ではないと私は思うんです。だから、そこら辺を、根本問題としてきちんと考えるかどうか。だから、一気にね、この全額をやれということが不可能だとすれば、じゃあ、財政当局と検討しながら、せめて3,000万ぐらいは出せるんじゃないかと。そうすれば、給食費半分になるんですよ。これね、一番助かるのは学校の先生なんです。給食費を集めるのにどんな苦勞をしているか。その辺まで考えたこと、ありますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） すみません、ご答弁申し上げます。

給食費を集めるに当たっての、学校の先生方どのくらい苦勞されているかにつきましては、こちらでは承知しておらないところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

全国的にこの給食費の未納の問題は大きな市町村の、教育委員会の負担になっております。まことに、本町にとりまして、教育委員会にとりましてうれしいことは、本町においてはご協力いただけなかったという例はございます。3万円、一月5,000円ぐらいですので、3万円ぐらい滞納されたという方ありましたけれども、担任初め先生方が毎日通って集金してきたという事例はありますけれども、今のところ大きなそういうことはありません。ただ、これが学校にとっては大きな負担になっていると、教育以外の。これは紛れもない事実でございます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） ある面では、今、町当局にそういう実態を理解していただいだけでも、この質問は成果があったと思っています。全然子育て支援課をつくるとかなんかと言っているながら、そういう実態は全然わからないで、やろうとしたって何をやろうとしてるのかと言わざるを得なくなるんですよ。だから、本気になって、やっぱり子育て支援、少子化がどんどん進んでいく、これは全国的に少子化は進んでいるわけですから、それは町だけの問題だとは思いません。しかし、そういう中でも子育てしやすい町にどう一歩でも二歩でも進めていくかと、ここが必要なんじゃないかと思うんですよ。ましてや、原発の大変な被害をこうむっている町だけに、これは

他の市町村に倍する子育て支援の対策を打たない限り、子どもの数は減っていく一方なんですよ。だから、そこら辺をやっぱりきちんと認識して、だから、もう対策は出てるわけですから。子ども育てるのに学校さもっていく金が、一番高いのは給食費だというんですから。この一番高いところにきちっとした財政支援をするために今後十分な教育委員会との連携をとりながら検討を進めていただきたいとお願いするわけですが、それはできますか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

保護者の方の経済的負担の軽減に向けた検討につきましては、よくよく教育長と相談しながら対応・対策、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） まあ、わからない人が教育長と相談しながらやらざるを得ないと思うんですが、本来ならばやっぱり子育て支援というのは町のメインにならなくちゃなんないんですね。だから町当局でわかりませんなんかいうことが、答えが出るようでは、これは恥ずかしい話だと言わざるを得ませんので、今後改善してもらいたいと思うんです。

三つ目の問題として、今、川俣高校についての問題なんですが、これは確かに教育長がおっしゃるとおり、これは県の問題ですから。しかし、県の問題だとは言いながら、川俣高校というのは町が相当力を入れて、あの学校をつくり上げてきた問題ですよ。学校を移転する場合の、あの町を二分しての騒ぎやら何やら、いろいろ思い起こされますが。しかし、あれだけ立派な、やっぱり設備を持った学校というのは、恐らくこの近隣にはないと思うんですね。しかし、設備や建物やグラウンドは立派なんです、中にいる子どもの数が全くいないというのでは、本当にこれ、検討せざるを得ないんじゃないかと。だから、町としても、もうちょっと強力に県とのパイプをつくる。

もちろんこれ、私は最大の原因は一つわかりますよ。この学区制を改善して、大学区制にしたというのが一番の川俣高校衰退の原因だと思いますよ。昔は川俣中学校の生徒は100%、川俣高校に行ったわけですから。学力も何もどんどん、県内でもトップクラスにいたわけですから。それが大学区制になって、どんどんどんどん、この川俣からわざわざ高いバス賃をかけて福島に行かないと大学に進めないという、こういう影響で起こってきた現象なんですよ。だから、根本問題は川俣高校の学力を上げる以外にないんですよ。だからそういう点での検討が、町当局としてはやられているのかどうなのか。そこら辺について質しておきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

この問題は、直接、町の教育委員会、町に関係ないと言いながら、非常に私は深刻な状況にあるというふうに考えておまして。今でも忘れません。昨年の10月に、

突然町長に面会を県が求めてきました。その中で私も立ち会いをさせていただきましたが、県の教育委員会は一方的に、来年度の入学については、川俣高等学校は1学級減とすると。こういうことを、当時の高等学校課長が町長に弁明したわけですね。町長は、それを聞いて、非常に怒りました。そんな話はないだろうと。で、撤回を求めたんですが、課長は県の教育長の命令を伝えに來ただけとの一点張りで、帰ったわけでありまして。その後、私が残りまして、町長の怒りはおさまらず、おまえあした行って県の教育長と会ってこいと、そして撤回してこいと言うんですね。それで、その日に杉教育長に夕方電話いたしまして、明日の9時半に会う約束をいたしました。非常に杉教育長は、申しわけないということは何遍も繰り返し私に述べました。そして川俣高等学校の存続については、これは町民が望むと望まないにかかわらず存続させるという、そういうことを私、承ってまいりました。しかも、私が訪れた日の午後3時にもう記者会見で川俣高校の1学級減を発表すると。いわゆる決まってから來たわけですよ。これに対しても町長に報告して、町長はまだ怒りがおさまらず、県知事等にお話をされたようですが、ただ、このことによりまして2,000万円の新しい機械を本年度いただきまして設置したということです、やはり文句は言えなきゃならねえと。

また、今後とも川俣高校の募集等につきましては、私も、各市町村の教育委員会を回って、募集等に、指導主事もありますのでPRに努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解ください。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 町の地域産業の中で、川俣町は精密機械加工の工場を立地するんだという方針があるのはご存じですか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 存じ上げております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） そういう町の、中心産業として位置づけているのであれば、今本当に川俣高校の中での機械科の役割というのは相当大きくなってくるんだと思うんですよね。そういうところに、働く人が幾ら旗を振っても集まってこないというのが今の川俣の現状ですよ。だからそういうものを見きわめながら町として、ただ単にこの川俣高校が縮小していくのを黙って見ているということでは、町の存在意義がなくなっちゃうんじゃないかと思うんですよね。だから、こちら辺については今後やっぱり町当局としても検討を深めながら、どういう方向で川俣高校の位置づけをし、発展させる方向でやるのかという、このぐらいの検討は、幾ら県立高校だとしても、町としてこういう支援もできるということも含めて考えた、検討なさったことはあるんですか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

川俣高校は、これまで地域を代表する高校といたしまして、地域社会それから産業界に多くの人材を配してきたところでございます。先般学級数が減らされたことによりまして、今生徒数が減っているところでありますが、ただ、今議員ご指摘のとおり、小学校・中学校との連携の強化を現在努めているところでございます。具体的に申し上げますと、小学校高学年の川高の機械科の実習見学会、または川高と川中との中高交流事業、さらには川高と地元企業との交流、そういったものを今現在進めているところでございます。小中学校には川高のよさ、そして企業にはこれまた川高のよさを伝えまして、川高の卒業生がきちんと川俣町に残って産業界で活躍できるよう体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この川俣高等学校の問題というのは、やはり川俣町の最高学府なわけですから、こういうところがどんどん衰退していくということはやっぱり町のいわゆる文化の発展にもマイナスになるだろうというふうに考えますんで、これらの問題については、町当局としてももう少しきちんと真剣に、これ、対応を。まあ、県の学校ですから、なかなかこれは口出ししにくい面もあるかとは思いますが、しかし、それだからって、座して衰退するのを待つというようなことのないように、積極的な対応を進めることを求めて、私の一般質問は終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで休憩します。再開は3時15分です。

（午後3時02分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後3時15分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番 高橋道弘であります。質問に先立ちまして、入院加療中の古川町長が一日も早く回復し、職務に精励されるようお願い、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会は、町議会議員選挙後初めての定例会であります。私はこのたびの選挙に当たり、子育て支援の充実・拡充により乳幼児の絶対数が増加しない限り、地域社会の維持・継続、発展はないことを訴え、一日も早く子育て支援の充実・拡充を図り、若い人も高齢者も夢と希望の持てるまちづくりに集中すべきであると訴えてまいり、多くの町民の共感を得たところであります。

さらに原発事故の損害賠償、補償については、期限を設けることなく、その責任を追及し、声を上げ続けることが現役世代の責任であることを訴えてまいりました。この基本的な視点に立ちまして、以下通告いたしました4点について町当局の方針を質すものであります。

一つ、28年度から復興創生期間に入るわけでありましたが、この期間中の重点事業は子育て支援に集中し、町の未来の基盤をつくるべきと考えるが町の方針は如何に。

一つ、病児・病後児保育事業は、いつから実施するのか。

一つ、幼児保育、小中学校を再編し保育・教育効果の向上と、魅力あるサービスを提供すべきと思うが。

一つ、山木屋地区の避難解除にあたっての必須条件は何か。

以上4点について明確なる答弁を求め、質問といたします。

○議長（斎藤博美君） 当局の答弁を求めます。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 2番 高橋道弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、復興創生期間の重点事業は子育て支援に集中し、町の未来の基盤をつくるべきと考えるが町の方針は如何に、についてのご質問でございますが、現在、町におきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるための取り組みといたしまして、町の人口の将来展望を示す人口ビジョンと、その実現のための対策、まち・ひと・しごと総合戦略の策定を進めているところであります。

平成27年3月議会定例会において、平成26年度補正予算として議決をいただきました、地域創生に係る国の先行型交付金事業の出産祝い金の拡充、入学祝い金の給付、5歳児保育料無料化のための保育奨励金の給付、読み聞かせ・読書プランの充実、及び子どもの屋内運動場に設置する遊具等の購入の5事業、総額2,864万7,000円につきましては、総合戦略の策定に先行して実施しているところであり、これら5事業は改めて総合戦略に盛り込むこととし、計画策定費用を除く交付金の全額を子育て支援に集中し、取り組んでおります。

また、町では、計画期間が平成28年度から平成32年度までとなる復興創生期間において、企業誘致を初め産業団地や工業団地の造成など働く場の確保のための取り組みや、親子が安心して遊べる子どもの屋内運動場の設置、避難中の子育て世代が入居できる復興公営住宅の建設など、これまで実施してきた復興事業と合わせて、人口減少への対策や地域創生のための最も重要な施策として、子育て支援に係る事業を総合戦略に取り入れることとしております。

さらに、平成26年度に策定した、計画期間が平成27年度から平成31年度までである川俣町子ども・子育て支援事業計画の具現化に向け、さまざまな事業を積極的かつ集中的に実行していく方針でございます。具体的には、平成28年度から、富田幼稚園における3年保育の実施や、3歳児から幼稚園保育料の無料化、放課後児童保育と放課後こども教室の運営の一体化の検討に加え、認定こども園の開設や子育て支援センター設置に向けた検討など、平成27年度から平成31年度までの計画期間の間に、子育て支援に係る事業を集中して実施していく考えであります。

町といたしましても、今後5年間で取り組まなければならない最重点事項は、子育て支援であることを強く認識し、推進していくこととしており、このため、新たに組織機構を見直し、現在のこども教育課から、子育て支援業務を担当する係を課に昇格させ、仮称ではありますが、子育て支援課を平成28年4月に設置いたします。

このように、復興計画、まち・ひと・しごと総合戦略、子ども・子育て支援事業計画のこれらの取り組みを同時並行して実施していくことにより、町の将来の基盤づくりのための最重要課題である子育て支援の充実に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に４点目、山木屋地区の避難解除に当たっての必須条件は何かについてのご質問でございますが、避難指示の解除につきましては、国の原子力災害対策本部が決定するものでありますが、原子力災害対策本部では次の３点を踏まえて行うとしております。

第１点は、空間線量率で推定された積算線量が年間２０ミリシーベルト以下であること。

第２点は、電気、飲料水、主要交通網、通信などの日常生活に必須なインフラや、医療、介護、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。

そして、第３点は、県、町、住民の方々との協議でございます。

町では、３点目については、住民の代表である議会の皆様との協議も必要であると考えているほか、加えて、山木屋地区復旧・復興計画、いわゆる５９事業、及び区域見直しに当たり山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめ、国へ求めた１２項目のうち、山木屋地区復興推進委員会において、とりわけ早期実施が必要な事業として確認しました山木屋地区復旧・復興基幹事業、いわゆる３０事業の進捗状況についても、解除時期を判断する重要な指標と考えております。

また、本年１０月に実施した山木屋地区住民の皆様に対する住民意向調査においては、回答者が３４２世帯、回収率が６１．５％でありましたが、そのうち、「戻りたいと考えている」方が１５１世帯で、回答者全体の４４．２％。「まだ判断がつかない」方が５６世帯、１６．４％。「戻らないと決めている」方が８５世帯、２４．９％となったところであります。「戻りたいと考えている」と回答した方のうち、８９世帯、５８．９％の方が、「解除後すぐに戻りたい（１年以内）」と回答しておられ、町ではその方々のふるさとへ帰ろうという強い思いも十分尊重していきたいと考えており、一方、当面戻らない、または戻れない方のそれぞれの山木屋の皆様の思いにも寄り添い、今後の生活再建に向けた取り組みをより一層進めていく必要があると認識しております。

１０月から山木屋地区の皆様より現状やご要望をお聞きするため、戸別訪問を実施しているところですが、解除に当たりましては、戸別訪問などでいただいたご意見を初め、除染や山木屋地区の復旧・復興に向けた各種事業の進捗状況、そして、住民や議会の皆様との協議の内容を踏まえ、町として国に対し意見を申し上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ２番 高橋道弘議員のご質問にご答弁を申し上げます。

二つ目のご質問、病児・病後児保育事業はいつから実施するのかについてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難である場合、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急かつ適切な対応を行うこと等により、保護者が安心して子育てや職務に専念できる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とするものでございます。

本事業を実施する場合においては、病院や診療所あるいはまた保育所等に敷設された専用スペースの確保、また、幼児が看護師や介助員のもと、安心して過ごすことができる環境を整えるなどの保育事業を進める上でのさまざまな要件がございます。

本町におきましては、事業提供できる医療機関は現在ございませんので、こども緊急サポートネットワーク川俣支部として活動しておりますコミュニティちゃばたけさんのご協力、ご支援をいただいておりますところであり、発熱や下痢などの体調不良により、保育所を休む子どもに対し、資格研修を受けたスタッフが直接児童の自宅あるいは介助員の自宅において対応いたしております。このことにより保護者が仕事を休むことなく安心して子どもを預けることができるため、大変感謝の声が寄せられているところであります。

教育委員会といたしましては、本年度公表いたしました川俣町子ども・子育て支援事業計画に沿って、現在計画を進めております子育て支援センターの設置時期と合わせ、病児・病後児保育事業の実施に向け、検討を進めているところであります。

なお、本事業につきましては、本県の46町村のうち、現在実施している町村はございませんが、川俣町の子育て支援の充実のためにぜひ実施したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、3点目の幼児保育、小中学校を再編し保育・教育効果の向上と、魅力あるサービスを提供すべきと思うが、についてのご質問でございますが、近年、全国的に少子化傾向が進行しており、本町におきましても、子どもの出生数の減少は、今後本町が将来に向けて着実に発展していく上でも極めて深刻な状況にあることは、先ほど9番 石河議員のご質問にもご答弁申し上げたところであります。

現在、町におきましては、これら課題の解決を目指しまして、町の人口の将来像を示す人口ビジョンの策定を進め、その中で将来の幼児教育、小中学校教育の充実を初め、幼・保一体型の保育や小中学校の統廃合を含めた総合的な教育計画の策定を進めているところであります。

特に、少子化に伴う小中学校の統廃合問題につきましては、議員もご承知のとおり、平成13年度の町定例議会におきましてご答弁申し上げましたところであり、当時その方向性をお示しいたしたところであります。また、その中で平成26年度を目途として小学校を3校に再配置し、また中学校を1校にするという計画をお示しさせていただいたところであります。しかしこの間、男女共同参画社会の進行を初め、子ども子育て3法の改正等によりまして、保育ニーズへの適切な対応、さらに本町において

は、原子力災害による保育・教育環境の変化等が著しい現状におきましては、議員ご指摘のとおり、幼稚園と保育園運営に係る、いわゆる幼・保一体化保育の実施や小中学校の統合を含めた再配置等は避けて通れない問題であると認識いたしております。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するために、現在、平成31年度末を目途に総合的な幼・保・小中学校の再配置や子育て世代が安心して子どもを育てることができる教育・保育環境の整備に関する総合計画を策定中でございまして、平成31年度以降においては、魅力ある教育サービスが提供できるようその条件整備に鋭意努めているところでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 幾つか再質問させていただきたいと思いますが、まず1番目の問題ですけど、答弁によるとこの人口ビジョン、今の教育長の3番目の中でも人口ビジョンというのが出てくるんですけど、この人口ビジョンというのは、例えば今年度発表された子育て支援事業計画でこれでも人口推計というのは出てるんですよ。31年度までかな、出ていますよね。これと、今やっている人口ビジョンとはどのように違うんでしょうか。

○議長（斎藤博美君） 答弁。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘の川俣町子ども・子育て支援事業計画につきましては、いわゆる子育て3法の改正に伴いまして、今問題となっております保育所へ入れない待機児童等の増加に伴いまして、これらの解消が一つ。それから、手厚い保育事業の推進。それから、子どもも人権を持った1人の子どもとして、かかわる保育士が子どもを最善の能力が発揮できるように保育するという目的で国が打ち出した施策を具体的に年次計画で事業を定めたのが子ども・子育て支援事業計画でございます。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いや、私は、単純に人口推計は出ているわけだから、人口ビジョンと言っているわけでしょう、今の答弁で。だったら、人口ビジョンというのは今までいろんな計画で出して最新が27年、ことし発表したものでしょ。これにも人口推計ちゃんと載ってますよ。4ページ、5ページ、6ページ、載ってますよ、階層別に。1万6,317人から1万5,181人に25年度までは減ったと、これからはどうのこうのって載ってるんですよ。だから人口ビジョンというのは人口推計するわけでしょう。だからどう違うんですかと職務代理に聞いているだけよ。中身をどう違うんですかと聞いているんです。数字が変わるんですかというの、これから。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁を申し上げます。

初めに子ども・子育て支援事業計画の人口の推計であります、これは平成21年

から平成25年、各年の4月1日現在の住民基本台帳の登録人口をもとに、コーホート要因法により推定したものでございます。一方、現在策定しております人口ビジョンにおきましては、基準人口、これは平成22年の国勢調査の人口を基準に推計をしております。やり方といたしましては、同じくコーホート要因法を使っているものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、住民基本台帳の人口を使おうが何だろうが、国勢調査やった年は、国勢調査の人口で全部置きかえるわけじゃないですか。同じことを言ってるんですよ。平成22年基準にして、同じことでしょう。22年の国勢調査を人口基準にして、推計、コーホート法でやると言ったら同じことじゃないですか。だから人口ビジョンと特段言ってるわけだから、何か別なことをやってるんですかと、私は聞いているわけです。同じことやるんなら、何もやることないじゃないですか、27年のこの推計で、これが出てきてるんだから、もう。だから、別な要因があるんですかと、おれは聞いているだけなんだ。単純に答えてくださいよ。議長、答えらんとき時間とめてくださいよ、私の時間だけ使わっちゃうじゃ困る、黙ってて。

○議長（斎藤博美君） 答弁。違いがありますかということです。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） では、暫時休議いたします。 （午後 3時39分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開いたします。 （午後 3時41分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

お質しの人口ビジョンにつきましては、子ども・子育て支援事業計画における人口推計とは異なりまして、今質問があります人口ビジョンは少子高齢化、人口減少対策のために総合的な戦略を踏まえて川俣町が目指す中長期的な人口の推計でございますので、同じ数値ではないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だったら、早くそういうふうに答弁していただきたいんですよ。別に、難しいことを聞いているわけでもないんだからね、職務代理。

で、そうだとすると、そうだとしますと、じゃあ、その人口減少対策というのは、今、地域戦略だか何だかでつくってるというんだけど、答弁の中には今までやってきたことしか書いてねえわけだ、この辺が。新しい地域戦略の中では、子育て支援というのはどういうことが入ってきて、子どもの出生率が伸びたり、子どもの出生数がふえたりするというような考え方が今議論されているんだからお知らせいただきたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在策定中であります川俣町におけるまち・ひと・しごと総合戦略におきまして、基本目標の案ではありますけれども、その第1番目に、重要項目といたしまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、これらの項目を掲げまして、切れ目のない子育て支援策につきまして、その具体案を戦略に取り入れることで現在策定中であるので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、具体案はまだできていないというふうに解釈すればいいんですね。だから、教育長が31年度以降という切れ目の、ずっとある話をしていくわけでしょう。そうしますと、私、確認したいんですけど、川俣町復興計画というのがありますよね。これ、23年度につくって32年度までだっていうことになっているわけですけど、これの見直しというのは、その総合戦略がいつできるんだかわかりませんが、できた暁にはこれも変わるんですか。

だって、今年度で集中復興期間が終わって、来年度から復興創生期間に入るということでしょう。そのかなめには子育て支援を中心に置きたいという答弁だったですよ。私の主張と同じだ、そこは。同じですから。そしたら、ここの私が読むかぎり4ページの東日本大震災により一段と早まる少子高齢化社会の対応だとか、あと後ろのほうにいきますと、これ、具体論が載っているところですけど、38ページ以降は人々が習い学び集う文化的な町への復興ということで子どもたちの学びの視点というがなしか載ってないわけね。だから子どもさんがふえるという施策がこの中にはないですよ。学んだり、文化的なことなり教育的なことというのは載っているんですけど、子どもさんを実際、創世復興期間中、どうやったらそれじゃ川俣町の子どもをふやしていくのかというのは、この復興計画には載ってないんですけど。当然これも変わるというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

お質しの復興計画との関連でございますけども、町では最重要計画であります、現在の第5次の川俣町振興計画におけます基本理念、基本目標等を踏まえまして、それを補完するものが町の復興計画というふうに捉えてございますので、そういった基本理念、基本目標等を踏まえて総合戦略は策定することとなりますけども、策定した結果、今申し上げました復興計画等に盛り込む部分が出てくれば見直しをして、それらを具体的に盛り込んでいくというふうになりますので、変更していくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういうことであれば、なお結構、これは私もわかるんですけど。今言った具体論も私も別に異論はないですよ。結婚者をふやすとか出会いの機会をふやす、いろいろ知恵を出してやっていくのは、それはそのとおりだと思います。ただ、この総合戦略なるものがいつできるのかという問題ですよ、問題は。というのは、

例えば、この子ども・子育て支援計画によればだよ、平成27年、今年度だけど、推計では63人、子どもが生まれると、こう書かれているわけだよ、推計では。

だけど、現実、年度ではないけど、今現在1月から11月30日まで、子どもさんが生まれたのはたった48人ですよ。これって、想像以上に減っているわけだ。実際、去年、同僚議員が質問した場合に、59人、母子手帳をもらっていきましたよ。後で保健センターに聞くと、半年の間に、7人かな、7人が町外転出をしましたというふうな数字になっているわけ。その後、ふえてないから今48人なんですけど。これって、23年度、計画数で言ったら103人なの。で、23年度のこの復興計画をつくったときに103人だったのが、今48という危機的な状況にあるわけですよ。年少人口も23年度1,751人から、今1,418人。333人も減っているわけだ、4年間で。

これだけ大きく子どもさんが減っている中で、平成31年度になって幼稚園・保育園の見直しをすとか、小中学校の再配置をもう一回検討するんだというふうなことでは、私は非常にこのタイミングとしては遅いんじゃないかという危惧をしているわけなんですけど、その辺は見直す、もっと早く前倒しをして私はやるべきだと思うんです。そのためにはこの、今、町の考えているのは地域総合戦略を先につくってこれでやるんだというんだから、地域総合戦略はいつまでつくるんですか。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

町の地域総合戦略につきましては、来年1月の20日を目標に、現在、策定を進めているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 来年の1月20日にできるんだとすれば、31年までこの見直しをしないというのはあり得ないじゃないですか。だったらば、28年度の当初予算から見直しをして、さっき教育長が言った、幼稚園の話にしても保育園の話にしても小学校の話、中学校の話、全てそうなんですけど、来年度から着手していくというのが私は町民の大きな願いだと思うんですよ。要は、やらなくちゃいけないだろうというのは誰しもが、関係者含めて、全住民がみんなそう思ってますよ。そう思ってるんだけど、具体的に町が動き出さないから、みんな不安になっているわけじゃないですか。何で来年度からできないんですか。何か理由はあるんですか。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

町におけます総合戦略の計画期間につきましては、実質、今年度、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画になります。先ほど町長職務代理者から答弁がございましたとおり、本年度におきまして地域創生に係る国の先行型交付事業ということで、出産祝い金の拡充や入学祝い金の給付等の総合戦略の策定に、策定は先ほど申し上げましたとおり年明けになりますけども、戦略の策定に先行して実施している事

業もございます。お質しの事業の実施時期につきましては十分今後検討させていただいて、この平成27年度から平成31年度の5カ年間で実施できる体制を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そういう答弁だそうですから、教育長ね、31年度を待っていることねえようですから、どんどん予算要求して、前倒しで計画31年度に終わるように、ぜひお願いしたいと思うんです。

それで（2）なんですけど、病児・病後児の話なんですけど、これ、私の知る限り、隣の伊達市さんは認定こども園を中心にして、病後児はもちろんだけど、病児の子どもさんもやっている認定こども園もありますよね。で、私の知る限り、桑折町もやっているはずなんですけども、そういった情報というのは、企画財政課様というか職務代理のほうね、いわゆるこの業務委託で教育委員会は動いてるんだからね。業務委託で動いているんだから、発注者は職務代理のほうなんだから、この子育て支援という話は、教育委員会所管ではねえの。所管はそのもの町当局にあるんだから。だから、業務委託してるんだから。だとすれば、そういった病児・病後児の保育の問題というのを、そのまち・ひと・しごと総合戦略の中で議論した経過はありますか。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） では、ご答弁を申し上げます。

病児・病後児保育事業でありますけど、桑折町でやられているんじゃないかというお話もございましたが、桑折町でやっているという情報は現時点ではつかんではおりません。また、総合戦略の中でこの問題が取り上げられたかというお質しだと思いますけれども、当然こちらにつきましては、総合戦略をつくるに当たっては、教育委員会も教育部門の職員も当然入っておりますので、その中で議論がされたと認識しております。

なお、今回の病児・病後児保育事業、こういった問題が今現在利用される方が多いという情報については、町ではきちんと把握しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、だから職務代理ね、教育委員会は業務委託を受けたから議論したり、計画をつくったりしてるんだよ。発注者はあんたたちじゃないの、委託するということは。だから、本来の町長部局の仕事を教育委員会に委託してるところから、もともと川俣町の子育て支援があたり前になってるわけですよ。だから、皆さんのほうできっちりこうしたいんだと。ついては教育委員会でこの事を議論してくれよというのが業務委託するほうの責任ある立場じゃないですか。

ですから、例えば、31年度待たないで、さっき言った幼稚園・保育園の再編、それから中学校・小学校の再編、これをやると言ってるわけだけど、今度はやりますと、財政と考えながらやりますと、さっき言いましたよね、答弁で。だとすると、これを、いつ、誰が、どこの場所で発表して、町民の合意形成を諮るのかと。これはどっちが

責任を持つんだい。町長部局なのか教育委員会なのかと言ったら、私は町長部局だと思うんだよ。それはどうですか、職務代理。いつ、どこで、誰がやるのか。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

町がやる、教育委員会がやるということではなくて、まち・教育委員会、連携しながら、これまで子ども・子育て支援、携わっておりますので、今後ともそういう形で進めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町の一部門でしょ、行政委員会というのは。何言ってるの、職務代理。だから今度、教育会議で座長は誰がやるのかといったら、町長になるんじゃないですか。全責任を首長が持ちなさいというのが、国で決まった、新しい教育委員会に関する考え方でしょう。何言ってるんですか。ちゃんと、そこを考え直してやってください。時間がなくなるから、次の4番に行きますけど。

とにかく、職務代理、いいかい。小学校だの幼稚園、何にしたってそうだけど、いつ、誰が、どういう場所で合意形成諮るのかというのは、行政としては、説明責任だよ、これ、常に。責任を持ってるんだよ、そのことは。誰がやるかということは一番重要な事なんだよ。

行政委員会が責任持つのか、町という一つの地方自治体、法人格を持った地方自治体がやるのかというのは全く違うことなんだよ。教育委員会なんか、単なる機関なんだから、行政委員会という。農業委員会と同じなんだ、これ。それと、地方自治体、川俣町と地方自治体がやるべきことというのは違うんだからね、あなた。よく考えてやりなさいよ、仕事。職務代理は、答弁やんなんねえんだから。

次、4番に行きますけど、今の話、必須条件の話の答弁を見ると、いっぱい書かれているんだけど、じゃあこれ全部クリアしないかぎり、川俣町としては避難解除はないと、こういうことでよろしいですね。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

全てクリアできなければというお質しだと思いますけど、まず解除の条件または目安、指標であります。健康を守るための除染とインフラやサービスを含めた生活再建の進捗が重要だと考えております。ただし、解除してもよいと判断される除染や生活再建の進捗状況の基準が住民の方お一人お一人異なってくるのかなというふうには考えております。このため、健康を守るための除染、それからインフラやサービスを含めた生活再建に向けた取り組みの状況、これを随時山木屋の皆様へ正確にお伝えをして、住民の皆様と協議を重ねながら十分に相談をして、解除について検討を進めるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、いつもそういう言い方するんですけど、例えば9月議会、私が古川町長とやりましたよね、再三にわたってやりましたよ、28年春の解除はないんだねと。そういうことはないんですねと、やりましたよ。これ、議事録だからね。私が28年の春の解除はないということでもいいんですね、再度確認しておきますよ。町長の答弁は、今の時点で28年に解除するという決定した考えは持っていませんと、これ、答弁しているわけだ。いいですか。しかしその後の、民友さんにしても民報さんにしても、ありとあらゆる新聞報道は、準備宿泊のときもそうだけど、必ず最後に、28年3月の解除を目標としておりますと、こう書かっているじゃないですか。あれは町が認めているから、ああいうコメントになってるんですか、各社の報道は。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 質問に答弁をさせていただきます。

町といたしましては、新聞・マスコミに対してそういったことをお話ししているということはないというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ということであれば、当然議会という公式の場で責任を持って町長は答弁したわけだ、9月議会で。傍聴した人もインターネットを見た人も、みんな、28年3月というのは決まったわけではないんだねと、こう思ったわけですよ。ところが、必ずその後新聞載るわけだ。違うんだと言うんなら、何で抗議して撤回させないんですか、町は。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 報道機関に対しては、正確に情報を伝えるよう、話をしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 職務代理人、新聞社、報道機関に、はっきりと違うということ言ってるかどうかということです。

町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 答弁をいたします。

町から違うというふうなお話はしてはないというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何でしていないんですか。新聞を読んでもでしょ、職務代理だって。新聞を読んだら、必ず最後に載ってますよ。民報・民友、違うんだって、何で言わないんですか。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） 町長の答弁において、28年3月と決まったわけではないというお話がありましたので、それをもって28年3月決定ではないというふうに考えております。これまでは、マスコミに対して訂正を求めたりというのはありま

せんでしたが、今後は正確な記事を書くよう、強く申し入れしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） じゃあ、今後そういう記事は一切出ないということで確認しておきますから、出たら職務代理の責任だからね。

それから同じく9月議会で結局避難解除の話ともぶってくるんですけど、何で帰る人、帰らない人、悩める人、それぞれにきちんと対応しないんですかという話をした。それに対して町長はこう言ったわけね。じゃあ、具体的にそういったことをいつからやるのかという質問だと思いますが、今具体的な日程は決めてはまだおりませんけれども、この議会が終わり、10月、11月にはそういったことについてしっかりと懇談会もしながら、皆様のお考えをしっかりと聞いて、そして適切な対応をとるための加速化、いろんな事業の加速化を図ることも含めて、十分な共通理解の上に前に進めていきたいと考えておりますのでご理解願いますと、こう言ったわけだ。10、11月にきちっとこの、やったんですか、懇談会。あのボーリングの話から、解体の話から、いろいろありますよ。だけど、帰る人、帰らない人、悩める人、それぞれにきちっと懇談会をやったんですか、これ、9月議会の答弁だから。やったか、やらないか、確認。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁をいたします。

11月8日に準備宿泊中の課題等どういった問題があるか、また準備宿泊にこだわらずであります。皆様から広くご意見を承るために、国と一緒に住民懇談会を行ったところでございます。また10月からは戸別訪問、山木屋地区の皆様への戸別訪問を開始しておりまして、その中でも住民の皆様からいろんなご意見を賜っているところでございます。そのご意見を踏まえまして、新たな事業構築につきましては、今後になりますが検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 戸別訪問とか、帰還、準備宿泊するだけの話を聞けと言ったわけじゃないんですよ、私は。帰る人も帰らねえ人も悩める人もそれぞれに分けてきちっと車座でお話し合いをしたらいいじゃないですかと、行政区単位で。そうやりますよと、こう、町長は言ったわけ。それはやってないわけでしょう、戸別訪問やってるだけで。そういうことでいいですね、やってないですね。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 車座での懇談会等については、実施をしておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ということを前提にして解除条件の話になるんだけど、今、解除条件の話で、いいですか、この答弁書をおれは言ってるだけだからね、これ。59事

業もやらずにちゃいけない、12項目もやらずにちゃいけない、それから山木屋復興推進委員会で決めた30の事業の進捗状況も考えてやらずにちゃいけないと、こういうことを言ってますよね。そうしますと、27年度中、27年度中に、川俣町当局としては、この59、12、30については、進捗率は何%くらいに今なろうかというふうに想定しているわけですか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

まず復旧・復興事業工程表59事業につきましてですが、今、実施中・実施済みが45事業でございます。なお、実施済みは9事業でございます。

続きまして12項目の対応状況でございますが、実施済みという形はございませんが、着手、実施をしているという状況でございます。また、帰還事業30事業でございますが、こちらのほうは実施中・実施済みが24事業ございまして、そのうち完了となっているものは3事業でございます。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、圧倒的に終わってないわけね、全然ね。そういった中で、ほんじゃ、避難解除は遅ければいいのかと言え、7年も8年も9年もたったらば、山木屋の人だって困るわけだ。だから、それは早いほうがいいに決まってるんだよ。だけど、当局が答弁しているようなことが実施できなかったらば、これは解除できないわけじゃないですか。

その1例としてお聞きをするんだけど、例えば井戸のボーリングをやってますよね、全部発注になった、議会の要請で。全部発注になりました。でも、今、問題になっているのは、12項目の中ではこう言っているわけだ。いいですか。飲料水及び生活用水の確保についてはボーリングを実施するなど責任を持つことなんだよ。その事業として、井戸のボーリング事業というのはできたわけだ、59事業の中で。そうすると、いいですか。ボーリングして水が出ねなかったら、終わるんだと、こう言ってるわけだ、今。いいですか。ボーリングしても水出なかったら、70メートル掘って水出なかったら、ほんじ終わりなんだと言ってるわけ。別に、これがいい悪いと、私は言う気はないんだよ。だけど、ボーリングを実施するなど責任を持つことだから、じゃあボーリングをやって水が出なかった家については、生活水、飲料水についてはどのように町当局は確保していこうとしてるんですか。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

井戸の件につきましては、これは町が井戸を掘り上げる。それを住民の皆様に貸与するということです。まず、町の責任において井戸を掘り上げること、こちらに全力を投球したいと思います。なお、これまでの不調になった水量不足のところも確かにございます。そちらも受注者の協力も得ながら、町の責任において実施していきたいというふうに思っております。それでも井水が出ないケースもあるかと思います。そ

ういった場合は、例えばそのお宅の方がご了解が得られれば、沢水のフィルターによる利用、それからほかのところから井水をいただく、そういったことも考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、結論を言えば、どんな形になろうと最終的に生活飲料水は町が責任を持って提供しますと、こういうことでよろしいんですね。はい。

じゃあ、次の質問をしますが、いぐねの問題もあるわけね。これ、9番議員の答弁書を見ると、うんと詳しく書かっているんだけど、26年度は51件やりました、27年度は82件要請あって、今、合計133件で、この27年度の82件は年度内に完了するんですか、全部。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

27年度中に完了するように努力しております。

以上でございます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あと、もう一つ、解体事業がありますね。これについては、過日、環境省の話だと、600何棟あるんだけど、28年度いっぱいかかって、大体終わりたいと、こういうふうなお話ですよね。すると、これはいいんだけど、28年度というと。これは職務代理に聞きたいんだけど、解体事業が終わらなくても避難解除というのはあるの。生活環境はそれで整備しらっしゃというふうに考えてるわけ。解体事業が終わって、初めて生活インフラは整備されたというか、新しい生活の、家をつくるという人もいるわけだから、そこさ、解体したあとで。家づくりたくたって解体が終わんなかったら、できないじゃないですか。だから、この解体事業の完了というのも一つの解除の必須条件になりますか、副町長。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご質問にご答弁をさせていただきます。

解除の条件・指標でございますが、先ほども触れましたが、町では健康を守るための除染それからインフラ、サービスを含めた生活再建の進捗だと思っています。ただ、今、議員がおっしゃいました住宅の件に関しましても、それを必須条件とするのかしないのかにつきましては、住民の一人一人お考えがまた異なってくるのかなというふうに考えております。ある方は、その解体がされない限りは解除すべきではないと考えているかもしれませんし、ある方は一定が進めば、

○議会事務局長（大内 彰君） 残り5分です。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） いいと考えるかと思います。

先ほども触れましたが、町では、家屋解体が進まなければ、解除できないというふうな、一律に条件をあらわすことは大変難しいと考えております。こういったものを含めまして、随時、山木屋の皆様と今の現状を正確にお伝えいたしまして、皆様との

協議を重ねて十分に相談しながら、条件、解除についてお話をさせていただくというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議長、早く整理して、一問一答とか簡潔にと言ってるんだもの、余計な答弁させないでくださいよ、議長。聞いてくださいよ、余計なことをしゃべって。私は条件にすっか、しないかだけ聞いたんだぞい。

○議長（斎藤博美君） わかりました。

○2番（高橋道弘君） 何、この前段の話、長々としゃべってんだよ。結論だけ言ったらいいじゃねえか、一問一答で簡潔にやれって、斎藤議長が言ってるんだぞ、いつも。だから、簡潔にやってんだぞ。何だ、議長。ちゃんと仕切ってくださいよ。注意してよ。

○議長（斎藤博美君） はい。代理者、簡潔に答弁してください。職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 家屋解体につきまして、住民の皆様方お一人お一人考えが異なると思いますので、一律にそれをもって条件に付することは困難ではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、町としての方針でなくて、住民の考え方で決めるわけ、町は。あくまでも、私が思うには、1,192人の山木屋の町民の方がいるわけだ。住民の方がいるわけだ。みんな同じ意見なんて、ありっこないじゃないですか。町としては、何を基本にして避難解除の判断をしていくのかということを住民に示すことも当局の責任ですよ。

だから、必須条件は何かと一番最初に聞いたんだよ。そしたら、あなたがごちゃごちゃごちゃごちゃって、59事業も入る、32事業も入る、30事業も入ると言っているわけじゃないの、12項目も入るって。わかんないでしょ、これでは、何が必須条件なんだか。そしたら、山木屋の人たちだって、みんな別々に解釈するに決まっていますよ。議員だって同じですよ。だから、町の必須条件は本当は何なんだ。ちゃんとはっきり言ってくださいよ、端的に。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

町の考える条件といたしましては、やはり健康を守るための除染、インフラサービスを含めた生活再建の進捗だと考えております。ただ、これが完成したからといって解除とかそういったものについては、お一人お一人が考えが違うと考えておりますので、そういった上については住民の皆様と協議を重ねながら、解除について検討を進めるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） これでは行政責任を果たしてないと思いますよ。町としてはこう考えるからどうですかというのが行政の仕事じゃないですか。一人一人違うの、考え、当たり前なんだというのが、民主国家なんだから。北朝鮮じゃあるまいし。独裁国家でねえんだから。そんなの当たり前なんだよ。当たり前だからゆえに、町としてはこういう条件で解除したいと思いますが、どうでしょうかというのを提起するのが皆さんの仕事でしょ、毎日来てる。

で、最後、時間ないから聞いておくけど、いいですか。じゃあ、具体論として最終判断するとき、住民の声を聞くって言うけど、じゃあ、誰が主催して、誰が主催するのか、その聞くときの会議は。誰が説明するのか。誰が答弁するのか。その責任は誰が持つのか。議会の意見も聞きますと言ってるけど、じゃあ議会の意見というのはどういう機関会議を想定して言ってるのか、これを明確にしておいてください。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 住民の皆様との話し合いの場でございますが、こちらについては誰がやるのかというお質しでございますけれども、こちらについては国・町共同してやることになるのかなと考えておりますが、相すみません、具体的に詳細にはこれからという形になりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（斎藤博美君） 以上、時間であります。

はい。時間でありますので、これで一般質問を終わります。時間であります。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日15日火曜日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時19分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤 博 美

同 署名議員 菅野 意 美 子

同 署名議員 新 関 善 三